

[資料編]

〔資料編〕目次

1. 条例等	1
資料 1-1 千早赤阪村防災会議条例	1
資料 1-2 千早赤阪村防災会議委員名簿	3
資料 1-3 千早赤阪村災害対策本部条例	4
資料 1-4 災害による被災者に対する村税の減免に関する条例	5
資料 1-5 災害弔慰金の支給等に関する条例	9
資料 1-6 千早赤阪村災害見舞金等支給条例	13
資料 1-7 千早赤阪村災害応急対策事業実施要綱	15
2. 災害危険箇所	17
資料 2-1 土砂災害危険箇所	17
資料 2-2 地すべり・急傾斜地災害報告書	36
3. 防災施設等	39
資料 3-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表	39
■指定緊急避難場所	39
■指定緊急避難場所兼指定避難所	39
■指定避難所	40
■福祉避難所	40
資料 3-2 村の保有車両	40
資料 3-3 災害時用臨時ヘリポート	41
資料 3-4 施設別物資保有状況	41
■防災備蓄倉庫資機材等	41
■防災用備蓄備品	44
■備蓄食糧	47
資料 3-5 広域及び地域緊急交通路	49
資料 3-6 消防団員及び消防資機材の状況	50
資料 3-7 消防用水利の現状	50
資料 3-8 ため池一覧表	51
資料 3-9 医療機関等一覧表	51
4. 災害応急活動体制等	52
資料 4-1 災害救助法における救助の程度・方法及び期間早見表	52
別表第一(第二条関係)	52
別表第二(第三条関係)	58
別表第三(第五条関係)	59
5. 応援協定等	60
5-1. 村締結の応援協定等	60
資料 5-1-1 大阪市・千早赤阪村航空消防応援協定	60
資料 5-1-2 災害相互応援協定（中河内地域並びに南河内地域の9市2町1村）	61
資料 5-1-3 大阪府中ブロック消防相互応援協定	64
資料 5-1-4 災害時相互応援協定（堺市と南河内地域の6市2町1村）	66
資料 5-1-5 災害時における物品の供給協力に関する協定書（大阪いすみ市民生活協同組合）	68
資料 5-1-6 災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社サンプラザ）	72
資料 5-1-7 災害時等における施設利用の協力に関する協定	75
資料 5-1-8 災害時における千早赤阪村と千早赤阪村社会福祉協議会の相互支援に関する協定書	79
資料 5-1-9 災害に係る情報発信等に関する協定	86

資料 5-1-10 災害時における医療救護活動についての協定書	88
■富田林歯科医師会	88
■富田林薬剤師会	91
■富田林医師会	94
資料 5-1-11 阪奈(金剛・葛城・生駒山系)林野火災消防相互応援協定	97
資料 5-1-12 災害時等の応援に関する申し合わせ	102
資料 5-1-13 減災を目的とした防災ARに関する協定書	105
資料 5-1-14 災害発生時における千早赤阪村と郵便局の協力に関する協定	108
資料 5-1-15 富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村における災害時指定避難所の一時避難所としての相互利用に関する協定書	112
資料 5-1-16 災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書	114
資料 5-1-17 災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	117
資料 5-1-18 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）	119
資料 5-1-19 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	122
資料 5-1-20 千早赤阪村と株式会社FC大阪との包括連携に関する協定書	130
資料 5-1-21 災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書	132
資料 5-1-22 災害等緊急時における航空機の業務協力に関する協定	134
資料 5-1-23 災害時における施設利用等に関する協定（サナダ精工株式会社）	139
資料 5-1-24 災害時における救援物資の供給に関する協定	143
資料 5-1-25 災害発生時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定	148
資料 5-1-26 災害等による水道施設の復旧等における連携に関する協定書	152
資料 5-1-27 ドローンを活用した支援活動に関する協定書	156
資料 5-1-28 避難所等としての施設利用に関する協定	162
資料 5-1-29 災害時における施設利用等に関する協定（ナカバヤシ株式会社）	165
資料 5-1-30 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	171
資料 5-1-31 災害等緊急時における輸送の協力に関する協定書	175
5-2. その他関係機関等締結の応援協定等	181
資料 5-2-1 大阪府下広域消防相互応援協定	181
資料 5-2-2 大阪南消防組合・堺市消防相互応援協定	189
資料 5-2-3 大阪南消防組合・奈良県広域消防組合消防相互応援協定	193
6. 様式	198
資料 6-1 緊急通行車両確認申出書	198
資料 6-2 被害状況の調査及び報告	199
資料 6-3 災害被害等報告様式	202
資料 6-4 被災者台帳情報の提供について（依頼）の文例	207
資料 6-5 被災者台帳情報外部提供同意の様式例	209
資料 6-6 罹災証明申請書	212
資料 6-7 被災証明申請書	214
資料 6-8 被災者台帳様式	216
資料 6-9 避難行動要支援者名簿	217
資料 6-10 自衛隊派遣要請、大阪府知事への依頼書様式	218

1. 条例等

資料 1-1 千早赤阪村防災会議条例

○千早赤阪村防災会議条例

昭和43年3月29日条例第3号

改正

昭和59年3月10日条例第6号

平成12年3月15日条例第8号

平成24年9月20日条例第10号

千早赤阪村防災会議条例

(目的)

第1条この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、千早赤阪村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)千早赤阪村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2)村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3)前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4)前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2会長は村長をもって充てる。

3会長は会務を総理する。

4会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5委員は20名以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1)指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
- (2)大阪府の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
- (3)大阪府警察の警察官のうちから村長が任命する者
- (4)村長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5)教育長
- (6)消防団長
- (7)指定公共機関又は指定地方公共機関及びその他の機関のうちから村長が任命する者
- (8)自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者

6第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。

3専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬)

第5条 委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬は、千早赤阪村報酬及び費用弁償条例（昭和42年千早赤阪村条例第2号）の定めるところによる。

2 前項の報酬は、出席日数に応じてその都度支給する。

3 委員等のうち村の経済に属する常勤の職員である者に対しては報酬は支給しない。

(費用弁償)

第6条 委員等の費用弁償は、千早赤阪村職員の旅費に関する条例（昭和38年条例第8号）による村長相当額とする。

(支給方法)

第7条 報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については村職員の例による。

(議事等)

第8条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附則（昭和59年3月10日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成12年3月15日条例第8号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成24年9月20日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-2 千早赤阪村防災会議委員名簿

千早赤阪村防災会議委員名簿

(令和7年9月現在)

	条項		所属	役職名
1	第3条第2項	会長	千早赤阪村	村長
2	第3条第5項第2号	委員	大阪府富田林土木事務所	所長
3	第3条第5項第2号	委員	大阪府富田林土木事務所	地域防災担当参事兼 地域支援・企画課長
4	第3条第5項第2号	委員	大阪府富田林保健所	保健 <u>捕佐</u>
5	第3条第5項第3号	委員	大阪府富田林警察署	署長
6	第3条第5項第7号	委員	富田林消防署	署長
7	第3条第5項第4号	委員	千早赤阪村	副村長
8	第3条第5項第4号	委員	千早赤阪村 <u>総務部</u>	部長
9	<u>第3条第5項第4号</u>	<u>委員</u>	<u>千早赤阪村地域活性化推進担当</u>	<u>部長</u>
10	第3条第5項第4号	委員	千早赤阪村 <u>民生部</u>	部長
11	第3条第5項第4号	委員	千早赤阪村 <u>産業建設部</u>	部長
12	第3条第5項第4号	委員	千早赤阪村教育委員会 <u>事務局</u>	理事兼教育課長
13	第3条第5項第6号	委員	千早赤阪村教育委員会	教育長
14	第3条第5項第7号	委員	千早赤阪村消防団	団長
15	第3条第5項第7号	委員	NTT西日本株式会社 <u>関西</u> 支店	設備部長
16	第3条第5項第7号	委員	関西電力 <u>送配電</u> 株式会社 大阪南 <u>本部</u> <u>羽曳野配電営業所</u>	所長
17	第3条第5項第7号	委員	一般社団法人富田林医師会	会長
18	<u>第3条第5項第8号</u>	<u>委員</u>	<u>自主防災組織委員</u>	<u>千早地区長</u>
19	<u>第3条第5項第8号</u>	<u>委員</u>	<u>社会福祉法人</u> <u>大阪ボランティア協会</u>	<u>ボランティア</u> <u>コーディネーター</u>

資料 1-3 千早赤阪村災害対策本部条例

○千早赤阪村災害対策本部条例

昭和43年3月29日条例第4号

改正

平成8年3月12日条例第11号

平成24年9月20日条例第11号

千早赤阪村災害対策本部条例

(目的)

第1条この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、千早赤阪村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき、災害対策本部員は、災害本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附則（平成8年3月12日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成24年9月20日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-4 災害による被災者に対する村税の減免に関する条例

○災害による被災者に対する村税の減免に関する条例

昭和57年9月18日条例第17号

改正

昭和61年12月18日条例第23号
平成7年3月30日条例第12号
平成17年3月17日条例第7号
平成18年12月22日条例第40号
平成30年6月21日条例第18号
平成30年9月25日条例第29号

災害による被災者に対する村税の減免に関する条例

(目的)

第1条 震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害（以下「災害」という。）による被害者の納付すべき村民税及び固定資産税の軽減若しくは免除及びその申請については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(村民税の減免)

第2条 村民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）で災害により次の表の左欄に掲げる事項の一に該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課すべき被災年度（当該納税義務者が当該災害により同表左欄に掲げる事項に該当することとなった日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の村民税額のうち被災日以後の納期に係る税額について同表に掲げる区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる率をそれぞれ当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

減免の原因となるべき事項	減免又は免除の割合
1 死亡した場合	全部
2 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全部
3 障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。）になった場合	10分の9
4 重傷（治療に2ヶ月以上を要し、又は多額の治療費を要する負傷で障害者となるに到らない程度のものをいう。）を負った場合	10分の6

2 村民税の納税義務者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は法第292条第1項第9号に規定する扶養親族を含む。）で合計所得金額が、1,000万円以下である者が自己が居住し、又は使用する住家又は家財道具（主として趣味又は娯楽のために使用するものを除く。）について災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、次の表の左欄に掲げる被害を受けた場合においては、当該納税義務者に対して課すべき被災年度（当該納税義務者が当該被害を受けた日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の村民税額のうち、被災日以後の納期に係る税額について同表に掲げる区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

合計所得金額 損害の程度	500万円以下	500万円を超え 750万円以下	750万円を超え 1,000万円以下
	軽減又は免除の割合		
1 10分の3以上10分の5未満	2分の1	4分の1	8分の1
2 10分の5以上	全部	2分の1	4分の1

3 前2項の規定に基づき村民税について重複して軽減することとなる場合においては、それぞれの規定により軽減すべき当該率を加えて得た率（その率が10分の10を超えるときは、10分の10とする。）を被災日以後の納期に係る税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

4 第2項の合計所得金額とは、被災年度分の村民税の課税の基礎となる法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得の金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得の金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得の金額がある場合には、これらの金額を含む。以下同じ。）をいう。

（村民税の軽減）

第3条 村民税の納税義務者で合計所得金額が、1,000万円以下である者（合計所得金額のうち農業所得以外の所得が、400万円を超える者を除く。）が冷害、凍霜害、干害等によりその年中において収穫すべき農作物について損害を受け、その減収率（当該農作物の減収価格から農業保険法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額の平年における農作物の収穫価格に対する割合をいう。）が10分の3以上である場合においては、次の表の左欄に掲げる区分に従い、当該納税義務者の合計所得金額を農業所得に係る部分と農業所得以外の所得に係る部分とにあん分して得た当該農業所得に係る所得割額に同表右欄に掲げる率を乗じて得た額を当該納税義務者の被災年度（当該減収の基因となった災害のあった日の属する年度をいう。）分の村民税額から軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部
300万円を超え400万円以下であるとき	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超え1,000万円以下であるとき	10分の2

（土地に対する固定資産税の減免）

第4条 災害により農地又は宅地が流失、水没、崩壊、その他の被害を受け作付不能又は使用不能となった場合においては、当該農地又は宅地に対して課すべき被災年度（当該被害を受けることとなった日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の固定資産税額のうち被災日の属する月の翌月以後の納期に係る税額について、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
1 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
2 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
3 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
4 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

2 災害により被害を受けた農地及び宅地以外の土地に係る被災年度（当該被害を受けることとなった日の属する年度をいう。）分の固定資産税については、前項の規定の例によってその税額を軽減し、又は免除する。

(家屋に対する固定資産税の減免)

第5条 災害により被害を受けた場合においては、当該家屋に対して課すべき被災年度（当該被害を受けることとなった日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の固定資産税額のうち被災日の属する翌月以後の納期に係る税額については、次の表の左欄に掲げる区分に従いそれぞれ当該右欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
1 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不可能のとき	全部
2 主要構造物が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
3 屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
4 下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ修理又は取替を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

(償却資産に対する固定資産税の減免)

第6条 災害により被害を受けた償却資産については、当該償却資産に対して課すべき被災年度（当該被害を受けることとなった日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の固定資産税額のうち被災日の属する月の翌月以後の納期に係る税額を前条の規定の例によって軽減し、又は免除する。

(被災日以後に納期がない場合の特例)

第7条 前5条の規定を適用する場合において、被災年度の村民税又は固定資産税について、被災日以後の納期にかかる税額がないときは、当該納税義務者に対して被災年度分の村民税額又は固定資産税額の4分の1に相当する額を当該被害日以後の納期にかかる税額とみなし、前5条の規定の例により当該翌年度において軽減し、又は免除する。

(減免の申請)

第8条 前6条の規定によって村税の減免をうけようとする者は、村長の定めるところにより村長に申請しなければならない。

(減免の取消)

第9条 虚偽の申請、その他不正の行為により村民税又は固定資産税の減免を受けた者に対しては、

減免を取り消すものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和57年8月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の災害による被災者に対する村税の減免に関する条例は、昭和57年度分の村税から適用し、昭和56年度分までの村税については、なお従前の例による。
- 3 災害による被災者に対する村税の減免に関する条例（昭和36年条例第4号）は、廃止する。

附 則（昭和61年12月18日条例第23号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（村民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の災害による被災者に対する村税の減免に関する条例第2条及び第3条の規定は、昭和62年度以降の年度分の個人の村民税の減免について適用し、昭和61年度分までの個人の村民税の減免については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月30日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害による被災者に対する村税の減免に関する条例の規定は、平成6年度以降の年度分の村民税及び固定資産税について適用する。

附 則（平成17年3月17日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則（平成18年12月22日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の災害による被災者に対する村税の減免に関する条例の規定は、平成19年度以降の年度分の個人の村民税について適用し、平成18年度分までの個人の村民税の減免については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月21日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月25日条例第29号）

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

資料 1-5 災害弔慰金の支給等に関する条例

○災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年9月18日条例第22号

改正

昭和50年6月17日条例第9号
 昭和51年12月17日条例第31号
 昭和53年6月1日条例第11号
 昭和56年6月16日条例第13号
 昭和57年12月11日条例第25号
 昭和62年3月13日条例第5号
 平成3年12月20日条例第16号
 平成23年10月6日条例第17号
 令和元年6月26日条例第17号
 令和2年1月6日条例第9号

災害弔慰金の支給等に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行いもって村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 村民は、災害により被害を受けた当時この村の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 村は村民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 イ 配偶者
 ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち村長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害による死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 弔慰金は次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、村長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため村長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第8条 村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 村長は災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は、書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 村は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 村は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ次のいずれかに該当する場合

- イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
- ロ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円
- ハ 住居が半壊した場合 270万円
- ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合

- イ 家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合 150万円
- ロ 住居が半壊した場合 170万円
- ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く) 250万円
- ニ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帶して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 債還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 債還金の支払猶予、債還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年6月17日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年12月17日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和53年6月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和56年6月16日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年12月11日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年3月13日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成3年12月20日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則 (平成23年10月6日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則 (令和元年6月26日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年1月6日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-6 千早赤阪村災害見舞金等支給条例

○千早赤阪村災害見舞金等支給条例

昭和49年9月18日条例第23号

改正

昭和57年8月6日条例第16号

平成24年3月22日条例第7号

平成29年9月22日条例第30号

千早赤阪村災害見舞金等支給条例

(目的)

第1条 この条例は災害による被災者又は、その遺族に対し、見舞金、弔慰金の支給を行い、もって村民の福祉に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において災害とは、火災及び風水害による被害をいう。

(給付)

第3条 第1条に定める給付の種類は、次のとおりとする。

(1) 前条の災害による死者に対しては、災害弔慰金

(2) 前条の災害により被災した世帯に対しては、災害見舞金

2 前項第1号に規定する死者とは、災害を受け、それに直接起因して災害を受けた時から180日以内に死亡した者をいう。

(適用除外)

第4条 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年条例第22号）第3条の規定による弔慰金の支給を受けたときは、本条例による同災害に対する弔慰金の給付は行なわない。

2 前条に規定する災害が本人の故意又は重大な過失による場合は、給付は行なわない。

(受給要件)

第5条 第3条第1項の給付を受けることができる者は、本村に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されている者とする。

2 第3条第1項第2号の規定による被災した世帯にあっては、前項の要件を有する者の現に居住している家屋が全半焼、全半壊、一部損焼、一部損壊又は浸水した場合とする。

(請求期間)

第6条 災害見舞金の請求期間は、災害を受けた時から50日以内とする。

(給付の額)

第7条 給付の額は、別表のとおりとする。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年8月6日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年8月1日から適用する。

附 則（平成24年3月22日条例第7号抄）

(施行期日)

資料編

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成29年9月22日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

区分	基準	金額（円）
災害弔慰金	死亡のとき	100,000
災害見舞金	家屋の全焼、全壊のとき	100,000
	家屋の半焼、半壊のとき	50,000
	家屋の床上浸水のとき又は家屋の一部損焼、損壊のとき	20,000
	家屋の床下浸水のとき	5,000

資料 1-7 千早赤阪村災害応急対策事業実施要綱

○千早赤阪村災害応急対策事業実施要綱

平成25年10月2日要綱第25号

千早赤阪村災害応急対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、暴風、豪雨等の自然災害のうち、二次災害等により被災者の人命が危険にさらされている場合及び第三者に対する危険を防止する場合において、被災者自ら応急の対応をすることが困難な場合に実施する災害応急対策事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災者 自然災害により被害を受けた者
- (2) 民地 現に村民が生活している家屋と一体となっている宅地で、個人の所有するもの
- (3) 土砂及び汚泥 がけ崩れ又は浸水に伴い発生し、民地内にたい積した土、竹木等
- (4) がけ 原則として、地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす斜面地で、硬岩盤（風化の激しいものを除く）以外のものをいう。
- (5) がけ崩れ がけの法面の全部又は一部が崩れ落ちること。
- (6) 二次災害 がけ崩れ等発生後、再崩壊によりさらに被害が拡大することをいう。
- (7) 応急仮設工事 本設工事実施までの間の応急的な仮の土留め工事及び必要最小限度の土砂搬出をいう。（仮排水施設を含む）
- (8) 復旧工事 がけ崩れ発生場所に対し、所有者等が本設工事を実施することをいう。
- (9) 本設工事 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）等関係法令に適合した工事をいう。
- (10) 土地所有者等 土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (11) 村災害対策本部長 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第2項の規定により千早赤阪村長

(事業の内容)

第3条 事業として、次の各号に掲げるものを行う。

- (1) がけ崩れ等により民地等にたい積した土砂及び汚泥の搬出及び処分
- (2) がけ崩れのうち、二次災害の危険性が予想される「がけ」に対する応急仮設工事
- (3) その他村災害対策本部長が認める災害応急措置

(事業の実施要件)

第4条 次の各号に掲げる事業は、当該各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) がけ崩れ等により民地等にたい積した土砂及び汚泥の搬出及び処分
 - ア 早急にたい積土砂及び汚泥の搬出を行わないと、二次災害又は災害の拡大が予想されるとき。
 - イ その他村災害対策本部長が必要と認めるとき。
- (2) がけ崩れのうち、二次災害の危険性が予想される「がけ」に対する応急仮設工事
 - ア 応急仮設工事の対象地は、崩れた一連のがけの高さが5メートル以上とし、住居の用に供する建築物に二次災害の被害が及ぶ恐れがあるところとする。
 - イ その他崩れたがけで、村災害対策本部長が特に必要と認めるとき。

(3) その他村災害対策本部長が認める災害応急措置

ア 早急に応急措置を行わないと二次災害又は災害の拡大が予想されるとき。

(事業実施の要請)

第5条 事業は被災者及び土地所有者等から要請があった場合に行う。ただし、二次災害発生の恐れがあり、被災者の要請を受けるいとまがない場合は、村災害対策本部長判断で実施するものとする。

(工事依頼及び施工同意)

第6条 土地所有者等は、工事実施依頼書及び工事実施に伴う関係者の立ち入り等について異議ない旨の同意書（別記様式）を、原則として事前に村災害対策本部長あて提出するものとする。

(完成後の維持管理)

第7条 応急仮設工事の完了後の維持管理及び復旧工事完了後の当該仮設の撤去は、当該対象地の土地所有者等が行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、千早赤阪村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年9月15日の大雨災害以後に生じた災害から適用する。

別記様式

2. 災害危険箇所

資料 2-1 土砂災害危険箇所

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条(警戒避難体制の整備等)に基づき、土砂災害警戒区域等を下表のとおり示す。

(令和7年9月現在)

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
120	千早赤阪村	大字中津原	中津原(19)	K38300020	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号
121	千早赤阪村	大字中津原	中津原(20)	K38300030	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号
122	千早赤阪村	大字小吹	小吹(14)	K38300040	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号
123	千早赤阪村	大字小吹	小吹(15)	K38300050	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号
124	千早赤阪村	大字水分	水分(6)	K38300100	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示 第 681 号
240	千早赤阪村	大字水分	水分(8)	K38300120	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2508 号	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2509 号
241	千早赤阪村	大字東阪	東阪(10)	K38300170	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2508 号	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2509 号
242	千早赤阪村	大字東阪	東阪(12)	K38300190	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2508 号	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2509 号
243	千早赤阪村	大字東阪	東阪(13)	K38300191	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2508 号	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2509 号
244	千早赤阪村	大字小吹	小吹(17)	K38300230	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2508 号	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2509 号
245	千早赤阪村	大字二河原 辺	二河原辺	K38300280	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2508 号	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示 第 2509 号
1016	千早赤阪村	森屋	森屋(3)	K38300300	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	-	-
1018	千早赤阪村	水分	南水分	K38300320	平成 21 年 3 月 31 日	大阪府告示 第 554 号	-	-
2618	千早赤阪村	千早	タワ	K38300530	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
2619	千早赤阪村	千早	水落(1)	K38300540	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2620	千早赤阪村	千早	水落(2)	K38300550	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2621	千早赤阪村	千早	千早(2)	K38300560	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2622	千早赤阪村	千早	千早(3)	K38300570	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2623	千早赤阪村	千早	千早(9)	K38300580	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2624	千早赤阪村	千早	千早(10)	K38300590	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2625	千早赤阪村	東阪	新谷垣戸－1	K38300601	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2626	千早赤阪村	東阪	新谷垣戸－2	K38300602	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2628	千早赤阪村	東阪	東阪－2	K38300612	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2629	千早赤阪村	東阪	東阪(15)	K38300620	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2630	千早赤阪村	千早	千早川(1) (千早川)	D38310121	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2631	千早赤阪村	千早	千早川(2) (千早川)	D38310122	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2632	千早赤阪村	千早	千早川(3) (千早川)	D38310123	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2633	千早赤阪村	千早	千早川(4) (千早川)	D38310124	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2634	千早赤阪村	千早	千早川(7) (千早川)	D38310127	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2635	千早赤阪村	千早	千早川(8) (千早川)	D38310128	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2636	千早赤阪村	千早	千早川(9) (千早川)	D38310129	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2637	千早赤阪村	千早	千早川(10) (千早川)	D3831012a	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
2638	千早赤阪村	千早	千早川(11) (千早川)	D3831012b	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2639	千早赤阪村	千早	千早川左16 (千早川第四支川)	D38310130	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2640	千早赤阪村	千早	千早川右14 (妙見谷)	D38320150	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2641	千早赤阪村	千早	千早川左18 (赤瀧川)	D38320160	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
2642	千早赤阪村	千早	千早川左17 (千早川左支溪)	D38320170	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	-	-
2643	千早赤阪村	千早	千早川左15 (千早川左支溪)	D38320180	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1874 号	平成 24 年 12 月 17 日	大阪府告示 第 1875 号
3200	河内長野市鳩原 千早赤阪村小吹		鳩原(12)	K21603580	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3306	千早赤阪村	千早	千早(11)	K38300630	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3307	千早赤阪村	千早	千早(12)	K38300640	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3308	千早赤阪村	千早	千早(13)	K38300650	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3309	千早赤阪村	千早	千早(14)	K38300660	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3310	千早赤阪村	千早	北谷(1)-1	K38300671	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3311	千早赤阪村	千早	北谷(1)-2	K38300672	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3312	千早赤阪村	千早	千早(15)	K38300680	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3313	千早赤阪村	千早	下ノ垣内(2)-1	K38300691	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3314	千早赤阪村	千早	下ノ垣内(2)-2	K38300692	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3315	千早赤阪村	千早	下ノ垣内(1)-1	K38300701	令和4年 6月10日	大阪府告示 第810号	令和4年 6月10日	大阪府告示 第812号
3316	千早赤阪村	千早	下ノ垣内(1)-2	K38300702	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3317	千早赤阪村	千早	下ノ垣内(1)-3	K38300703	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3318	千早赤阪村	千早	北谷(2)-1	K38300711	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3319	千早赤阪村	千早	北谷(2)-2	K38300712	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3320	千早赤阪村	千早	大將軍	K38300720	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3321	千早赤阪村	千早	千早(16)	K38300730	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3322	千早赤阪村	千早	千早(1)-1	K38300741	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3323	千早赤阪村	千早	千早(1)-2	K38300742	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3324	千早赤阪村	千早	千早(17)	K38300750	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3325	千早赤阪村	千早	千早(4)	K38300760	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3326	千早赤阪村	東阪	東阪(22)	K38300770	平成25年8 月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年8 月20日	大阪府告示 第1561号
3327	千早赤阪村	東阪	東阪(15)	K38300780	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3328	千早赤阪村	東阪	松ヶ上-1	K38300791	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3329	千早赤阪村	東阪	松ヶ上-2	K38300792	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3330	千早赤阪村	東阪	中尾(1)-1	K38300801	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3331	千早赤阪村	東阪	中尾(1)-2	K38300802	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3332	千早赤阪村	東阪	中尾(1)-3	K38300803	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3333	千早赤阪村	東阪	東阪(16)	K38300810	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3334	千早赤阪村	東阪	東阪(17)	K38300820	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3335	千早赤阪村	東阪	中尾(2)-1	K38300831	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3336	千早赤阪村	東阪	中尾(2)-2	K38300832	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3337	千早赤阪村	東阪	東阪(18)	K38300840	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3338	千早赤阪村	東阪	東阪(19)	K38300850	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3339	千早赤阪村	東阪	東阪(20)	K38300860	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3340	千早赤阪村	東阪	東阪(7)	K38300870	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3341	千早赤阪村	東阪	東阪(21)	K38300880	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3342	千早赤阪村	中津原	中津原(21)	K38300890	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3343	千早赤阪村	中津原	中津原(22)	K38300900	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3344	千早赤阪村	中津原	中津原(2)	K38300910	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3345	千早赤阪村	中津原	中津原(23)	K38300920	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3346	千早赤阪村	中津原	中津原(24)	K38300930	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3347	千早赤阪村	中津原	堂前-1	K38300941	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3348	千早赤阪村	中津原	堂前-2	K38300942	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3349	千早赤阪村	中津原	中津原(25)	K38300950	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3350	千早赤阪村	中津原	中津原(26)	K38300960	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3352	千早赤阪村	中津原	中津原(28)	K38300980	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3353	千早赤阪村	千早	千早川右 10 (千早川右支 渓)	D38310080	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3354	千早赤阪村	千早	千早川右1 1(1)(千早川 第二支川)	D38310091	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	-	-
3355	千早赤阪村	千早	千早川右1 1(2)(千早川 第二支川)	D38310092	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3356	千早赤阪村	千早	千早川右12 (千早川第三 支川)	D38310100	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3357	千早赤阪村	千早	千早川右13 (1) (金剛川)	D38310111	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3358	千早赤阪村	千早	千早川右13 (4) (金剛川)	D38310114	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3359	千早赤阪村	千早	千早川右(5) (千早川)	D38310125	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3360	千早赤阪村	千早	千早川右(6) (千早川)	D38310126	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3361	千早赤阪村	千早	千早川左 14 (千早川第六 支川)	D38310140	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	-	-
3362	千早赤阪村	千早	千早川左 12 (千早川第七 支川)	D38310160	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	-	-
3363	千早赤阪村	千早	千早川左 11 (千早川左支 渓)	D38310170	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3364	千早赤阪村	千早	千早川左 10 (千早川第八 左支渓)	D38330070	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3365	千早赤阪村	東阪	千早川右20 (千早川第七 右支渓)	D38330060	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3366	千早赤阪村	中津原	佐備川右7 (1)(佐備川右支溪)	D38320231	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3367	千早赤阪村	中津原	佐備川右7 (2)(佐備川右支溪)	D38320232	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
5576	河南町大字芹生谷 千早赤阪村大字川野邊		千早川右3 (2)(馬谷川左支溪一号谷)	D38210312	平成 28 年 7 月 1 日	大阪府告示 第 1067 号	平成 28 年 7 月 1 日	大阪府告示 第 1069 号
5662	千早赤阪村	大字東阪及び大字中津原	東阪-1	K38301611	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5663	千早赤阪村	大字二河原邊及び大字桐山	二河原邊(5)	K38301630	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5664	千早赤阪村	大字東阪	東阪(23)	K38301640	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5665	千早赤阪村	大字東阪	東阪(24)	K38301650	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5666	千早赤阪村	大字吉年	吉年	K38301660	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5667	千早赤阪村	大字吉年	吉年(2)	K38301670	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5668	千早赤阪村	大字吉年	吉年(3)	K38301680	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5669	千早赤阪村	大字吉年	吉年(4)	K38301690	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5670	千早赤阪村	大字吉年	吉年(5)	K38301700	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5671	千早赤阪村	大字吉年	向井-1	K38301711	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5672	千早赤阪村	大字吉年	向井-2	K38301712	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5673	千早赤阪村	大字吉年及び大字東阪	梨子堂	K38301720	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
5674	千早赤阪村	大字東阪及び大字中津原	東阪(25)	K38301730	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5675	千早赤阪村	大字小吹、大字中津原及び大字吉年	小吹(3)	K38301740	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5676	千早赤阪村	大字東阪	東阪(2)	K38301750	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5677	千早赤阪村	大字東阪	流谷(3)	K38301760	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5678	千早赤阪村	大字東阪	東阪(26)	K38301770	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5679	千早赤阪村	大字東阪	東阪(27)	K38301780	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5680	千早赤阪村	大字東阪	東阪(28)	K38301790	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5681	千早赤阪村	大字東阪	東阪(31)－1	K38301801	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5682	千早赤阪村	大字東阪	東阪(31)－2	K38301802	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5683	千早赤阪村	大字東阪	東阪(29)－1	K38301811	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5684	千早赤阪村	大字東阪	東阪(29)－2	K38301812	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5685	千早赤阪村	大字東阪	東阪(30)	K38301820	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5686	千早赤阪村	大字東阪及び大字千早	東阪(32)	K38301830	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5687	千早赤阪村	大字中津原	中津原(43)－1	K38301841	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5688	千早赤阪村	大字中津原	中津原(43)－2	K38301842	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5689	千早赤阪村	大字水分	水越川右 16 (水越川右支 渓五号谷)	D38310360	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
5690	千早赤阪村	大字水分	水越川左 12 (第三支渓)	D38310370	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	-	-
5691	千早赤阪村	大字水分	水越川右2 (水越川第五 右支渓)	D38320010	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5692	千早赤阪村	大字水分	水越川左6 (1) (水越川 第五右支渓)	D38320041	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5693	千早赤阪村	大字水分	水越川左6 (2) (水越川 第五右支渓)	D38320042	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5694	千早赤阪村	大字水分	水越川左6 (3) (水越川 第五右支渓)	D38220043	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5695	千早赤阪村	大字東阪及 び大字千早	千早川右7 (1) (千早川 右支渓)	D38320121	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5696	千早赤阪村	大字東阪及 び大字千早	千早川右8 (千早川右支 渓)	D38320130	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5697	千早赤阪村	大字東阪及 び大字千早	千早川右9 (第二支渓)	D38320140	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5698	千早赤阪村	大字水分	水越川右 18 (水越川第六 右支渓)	D38330020	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5699	千早赤阪村	大字水分	水越川左 14 (水越川第七 左支渓)	D38330030	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5700	千早赤阪村	大字水分	水越川左 13 (水越川第八 左支渓)	D38330040	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5701	千早赤阪村	大字中津原	中津原(29)	K38300990	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5702	千早赤阪村	大字中津原 及び大字小吹	中津原	K38300290	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5703	千早赤阪村	大字中津原	中津原(30)	K38301010	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
5704	千早赤阪村	大字中津原	中津原(31)	K38301020	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5705	千早赤阪村	大字中津原	中津原(32)	K38301030	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5706	千早赤阪村	大字中津原	中津原(33)	K38301040	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5707	千早赤阪村	大字中津原	中津原(34)	K38301050	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5708	千早赤阪村	大字中津原	中津原(35)	K38301060	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5709	千早赤阪村	大字中津原	中津原(36)	K38301070	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5710	千早赤阪村	大字中津原	中津原(37)	K38301080	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5711	千早赤阪村	大字中津原 及び大字小吹	中津原(38)	K38301090	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5713	千早赤阪村	大字中津原	中津原(40)	K38301110	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5714	千早赤阪村	大字中津原	中津原(41)	K38301120	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5715	千早赤阪村	大字中津原	中津原(42)	K38301130	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5716	千早赤阪村	大字中津原	中津原(3)	K38301140	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5717	千早赤阪村	大字中津原	中津原(4)	K38301150	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5718	千早赤阪村	大字中津原	中津原(5)	K38301160	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5719	千早赤阪村	大字中津原	中津原(8)	K38301170	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5720	千早赤阪村	大字中津原	中津原(9)	K38301180	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5721	千早赤阪村	大字中津原	中津原(10)	K38301190	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5722	千早赤阪村	大字中津原	中津原(11)	K38301200	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
5723	千早赤阪村	大字中津原	中津原(6)	K38301210	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5725	千早赤阪村	大字中津原	中津原(17)	K38301230	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5726	千早赤阪村	大字中津原	中津原(15)	K38301240	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5727	千早赤阪村	大字中津原 及び大字小吹	中津原(12)	K38300490	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5728	千早赤阪村	大字東阪	千早川右4	D38310070	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5729	千早赤阪村	大字東阪	千早川左6	D38310180	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	-	-
5730	千早赤阪村	大字東阪	千早川左5	D38310190	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	-	-
5731	千早赤阪村	大字中津原	佐備川右2 (1)	D38310221	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5732	千早赤阪村	大字中津原	佐備川右2 (2)	D38310222	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5733	千早赤阪村	大字中津原	佐備川右4	D38310230	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5734	千早赤阪村	大字東阪	千早川右3	D38320090	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5735	千早赤阪村	大字東阪	千早川右5	D38320100	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	-	-
5736	千早赤阪村	大字東阪	千早川右6 (1)	D38320111	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5737	千早赤阪村	大字東阪	千早川右6 (2)	D38320112	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5738	千早赤阪村	大字東阪	千早川左2	D38320190	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5739	千早赤阪村	大字東阪	千早川左4	D38320200	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5740	千早赤阪村	大字千早	千早川左9	D38330080	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1163 号	平成 28 年 7 月 20 日	大阪府告示 第 1165 号
5741	千早赤阪村	大字千早	千早川左8	D38330090	令和 4 年 6 月 10 日	大阪府告示 第 810 号	令和 4 年 6 月 10 日	大阪府告示 第 812 号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
5742	千早赤阪村	大字東阪	千早川左7	D38330100	平成28年 7月20日	大阪府告示 第1163号	平成28年 7月20日	大阪府告示 第1165号
5743	千早赤阪村	大字中津原	佐備川右1	D38330110	平成28年 7月20日	大阪府告示 第1163号	平成28年 7月20日	大阪府告示 第1165号
5744	千早赤阪村	大字中津原	佐備川右3	D38330120	平成28年 7月20日	大阪府告示 第1163号	平成28年 7月20日	大阪府告示 第1165号
5901	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分		上河内(6)	K38200730	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5903	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分		上河内(12)	K38200750	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5904	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分		上河内(13)	K38200760	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5905	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分		上河内(14)	K38200770	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5907	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分		上河内(7)	K38200790	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5908	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分		上河内(15)	K38200800	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5915	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分		上河内(23)	K38201030	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5916	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分		上河内(24)	K38201040	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5917	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分		上河内(25)	K38201050	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5921	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分		上河内(29)	K38201090	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5922	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分		上河内(30)	K38201100	平成28年7 月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年7 月27日	大阪府告示 第1192号
5923	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分		上河内(31)	K38201110	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5924	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分		上河内(32)	K38201120	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5925	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分		上河内(33)	K38201130	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
5930	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分	水越川左7	D38230190	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5931	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分	水越川左8 (1)	D38230201	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5932	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分	水越川左8 (2)	D38230202	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5934	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分	水越川右12 (水越川右支 渓一号谷)	D38210330	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5935	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分	水越川右13 (水越川右支 渓三号谷)	D38210340	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5936	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分	水越川右14 (水越川右支 渓四号谷)	D38210350	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5937	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分	水越川右8 (第四支渓)	D38220140	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	-	-
5938	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分	水越川右9 (水越川右支 渓六号谷)	D38220150	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5939	河南町大字上河内千早赤 阪村大字水分	水越川右10 (水越川右支 渓七号谷)	D38220160	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5940	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分	水越川右11 (水越川右支 渓八号谷)	D38220170	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5941	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分	水越川左9 (水越川左支 渓)	D38220180	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5942	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分	水越川左11 (上河内第一 支渓)	D38220200	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5943	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分	水越川右6	D38230170	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号
5944	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分	水越川右15	D38230180	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1190号	平成28年 7月27日	大阪府告示 第1192号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域		
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
7461	富田林市大字甘南備 南河内郡千早赤阪村大字 吉年	甘南備(17)	K21400790	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1517 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1518 号	
8059	河南町大字芹生谷 千早赤阪村大字川野邊	大字芹生谷 (3)	K38201670	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1524 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1507 号	
8081	河南町大字上河内 千早赤阪村大字水分	水越川第五右 支溪	D38220210	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1524 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1507 号	
8082	千早赤阪村	大字森屋及 び大字水分	森屋(4)	K38300310	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8083	千早赤阪村	大字水分	水分(2)	K38300330	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8084	千早赤阪村	大字水分	水分(3)	K38300340	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8085	千早赤阪村	大字水分	水分(4)－1	K38300351	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8086	千早赤阪村大字水分 河南町大字上河内	水分(4)－2	K38300352	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1541 号	
8087	千早赤阪村	大字水分	水分(4)－3	K38300353	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8088	千早赤阪村	大字二河原 邊及び大字 桐山	二河原辺(1)	K38300360	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8089	千早赤阪村	大字二河原 邊	二河原辺(2)	K38300370	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8090	千早赤阪村	大字二河原 邊	二河原辺(3)	K38300380	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8091	千早赤阪村	大字桐山及 び大字二河 原邊	桐山(2)－1	K38300391	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8092	千早赤阪村	大字桐山	桐山(2)－2	K38300392	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8093	千早赤阪村	大字桐山	桐山(3)－1	K38300401	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8094	千早赤阪村	大字桐山	桐山(3)－2	K38300402	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8095	千早赤阪村	大字桐山	桐山(3)－3	K38300403	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1541 号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8096	千早赤阪村	大字桐山	桐山(3)－4	K38300404	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8097	千早赤阪村	大字桐山	桐山(4)－1	K38300411	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8098	千早赤阪村	大字桐山	桐山(4)－2	K38300412	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8099	千早赤阪村	大字小吹	小吹(5)－1	K38300421	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8100	千早赤阪村	大字小吹	小吹(5)－2	K38300422	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8101	千早赤阪村	大字小吹	小吹(4)	K38300430	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8102	千早赤阪村	大字小吹	小吹(6)－1	K38300441	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8103	千早赤阪村	大字小吹	小吹(6)－2	K38300442	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8104	千早赤阪村	大字小吹	小吹(7)	K38300460	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8105	千早赤阪村	大字小吹	小吹(8)	K38300470	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8106	千早赤阪村	大字小吹	小吹(9)	K38300480	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8107	千早赤阪村	大字小吹	小吹(10)	K38300500	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8108	千早赤阪村	大字小吹	小吹(11)	K38300510	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8109	千早赤阪村大字小吹 河内長野市鳩原		小吹(12)	K38300520	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1541 号
8110	千早赤阪村	大字千早分	千早川左支溪	D38310390	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1539 号	-	-
8111	千早赤阪村	大字中津原 及び大字小吹	中津原(43)	K38301250	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8112	千早赤阪村	大字中津原	中津原(44)	K38301260	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8113	千早赤阪村	大字中津原	中津原(45)	K38301270	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8114	千早赤阪村	大字中津原	中津原(50)	K38301850	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8115	千早赤阪村	大字中津原	中津原(46)	K38301280	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8116	千早赤阪村	大字中津原	中津原(47)	K38301290	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8117	千早赤阪村	大字中津原	中津原(48)	K38301300	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8118	千早赤阪村	大字中津原	中津原(49)	K38301310	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8119	千早赤阪村大字森屋 富田林市大字佐備		森屋	K38301320	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8120	千早赤阪村	大字川野邊 及び大字水分	川野邊(1)	K38301330	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8121	千早赤阪村	大字川野邊	川野邊(2)	K38301340	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8122	千早赤阪村	大字水分	水分(12)	K38301350	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8123	千早赤阪村	大字水分	水分(13)	K38301360	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8124	千早赤阪村	大字水分	水分(14)	K38301370	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8125	千早赤阪村	大字水分	水分(15)	K38301380	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8126	千早赤阪村	大字水分	水分(16)	K38301390	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8127	千早赤阪村	大字水分	水分(17)	K38301400	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8128	千早赤阪村	大字水分及 び大字東阪	水分-1	K38301411	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8129	千早赤阪村	大字水分	水分-2	K38301412	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8130	千早赤阪村	大字桐山	桐山(7)	K38301420	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8131	千早赤阪村	大字桐山	桐山(8)	K38301430	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8132	千早赤阪村	大字桐山	桐山(9)	K38301440	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8133	千早赤阪村	大字桐山	桐山	K38301450	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8134	千早赤阪村	大字小吹	小吹	K38301460	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8135	千早赤阪村	大字桐山	ホリ	K38301470	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8136	千早赤阪村	大字小吹	小吹(19)	K38301480	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8137	千早赤阪村	大字小吹	小吹(20)	K38301490	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8138	千早赤阪村	大字小吹	小吹(21)	K38301500	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8139	千早赤阪村	大字小吹	小吹(22)	K38301510	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8140	千早赤阪村	大字小吹	小吹(18)	K38301580	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8141	千早赤阪村	大字小吹	小吹(23)	K38301520	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8142	千早赤阪村	大字小吹	小吹(24)	K38301530	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8143	千早赤阪村	大字小吹	小吹(25)	K38301540	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8144	千早赤阪村	大字小吹	小吹(26)	K38301550	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8145	千早赤阪村	大字小吹	小吹(27)	K38301560	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8146	千早赤阪村	大字二河原 邊及び大字 桐山	二河原邊(4)	K38301570	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8147	千早赤阪村	大字小吹	小吹(30)	K38301590	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8148	千早赤阪村	大字小吹	小吹(31)	K38301600	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8149	千早赤阪村大字小吹 富田林市大字甘南備		小吹(1)	K38301610	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9月 9 日	大阪府告示 第 1516 号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8150	千早赤阪村	大字小吹	小吹台	K38301620	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8151	千早赤阪村	大字水分	水越川左1 (水越川左支 溪)	D38310030	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	-	-
8152	千早赤阪村	大字水分	水越川左2 (水越川左支 溪)	D38310040	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8153	千早赤阪村	大字水分	水越川左4 (第一支溪)	D38310050	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8154	千早赤阪村	大字小吹	佐備川左3左 一(1)(小吹左 支溪)	D38310241	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8155	千早赤阪村	大字小吹	佐備川左3左 一(2)(小吹左 支溪)	D38310242	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8156	千早赤阪村	大字小吹	佐備川左3左 一(3)(小吹左 支溪)	D38310243	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8157	千早赤阪村	大字小吹	佐備川左3左 一(4)(小吹左 支溪)	D38310244	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8158	千早赤阪村大字小吹 富田林市大字甘南備		佐備川左2 (甘南備谷)	D38310260	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8159	千早赤阪村	大字水分	水越川左3 (水越川左支 溪)	D38320020	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8160	千早赤阪村	大字水分	水越川左5 (水越川左支 溪)	D38320030	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8161	千早赤阪村	大字桐山、 大字二河原 邊及び大字 水分	足谷川(東條 川)	D38320060	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8162	千早赤阪村	大字小吹	佐備川左3左 二(小吹左支 溪)	D38330131	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8163	千早赤阪村	大字小吹	佐備川左3左三(小吹左支渓)	D38330132	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
9410	千早赤阪村	大字中津原	中津原(38)-1	K38301091	令和4年6月10日	大阪府告示第810号	令和4年6月10日	大阪府告示第812号
9459	千早赤阪村	大字桐山	里中-1	K38301860	令和7年8月27日	大阪府告示第1105号	令和7年8月27日	大阪府告示第1107号
9460	千早赤阪村	大字桐山	里中-2	K38301870	令和7年8月27日	大阪府告示第1105号	令和7年8月27日	大阪府告示第1107号
9461	千早赤阪村	大字桐山	里中-3	K38301880	令和7年8月27日	大阪府告示第1105号	令和7年8月27日	大阪府告示第1107号
9462	千早赤阪村	大字桐山	里中-4	K38301890	令和7年8月27日	大阪府告示第1105号	令和7年8月27日	大阪府告示第1107号
9463	千早赤阪村	大字桐山	里中-5	K38301900	令和7年8月27日	大阪府告示第1105号	令和7年8月27日	大阪府告示第1107号
9464	千早赤阪村	大字桐山	里中-6	K38301910	令和7年8月27日	大阪府告示第1105号	-	-
9465	千早赤阪村	大字桐山	里中-7	K38301920	令和7年8月27日	大阪府告示第1105号	令和7年8月27日	大阪府告示第1107号
9466	千早赤阪村	大字桐山	里中-8	K38301930	令和7年8月27日	大阪府告示第1105号	令和7年8月27日	大阪府告示第1107号
9467	千早赤阪村	大字桐山	里中-9	K38301940	令和7年8月27日	大阪府告示第1105号	-	-
9468	千早赤阪村	大字桐山	里中-10	K38301950	令和7年8月27日	大阪府告示第1105号	令和7年8月27日	大阪府告示第1107号

資料 2-2 地すべり・急傾斜地災害報告書

第 報

災 害 報 告 (地すべり)

(年 月 日 : 現在)

ふりがな					地区名							
発生場所	[都道府県]	[市・郡]	[区・町・村]	[大字]								
発生日時					(不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する)							
根 拠												
高齢者等避難 発令時刻		月	日	時	分	避難指示発令時刻	月	日	時	分		
土砂災害警戒情報発表時刻		月	日	時	分	避難指示等で避難がなされた	月	日	時	分		
自主避難がなされた時刻		月	日	時	分		月	日	時	分		
発生要因		()										
降雨状況	異常気象名				観測所名				災害発生場所からの距離 km			
	連続雨量	mm	年	月	日	時	~	年	月	日	時	
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日	時	~	年	月	日	時	
	最大時間雨量	mm/hr	年	月	日	時	~	年	月	日	時	
地震	震源地	震度	観測地点				災害発生場所からの距離 km					
融雪	観測所名							災害発生場所からの距離 km				
災害発生時の積雪深		年 月 日 時										
地すべり規模		幅 m	長さ m	斜面勾配	度	移動層厚 m	拡大の見込					
		保全対象人家戸数	戸	公共施設								
天然ダム(河道閉塞)状況		最大高さ	最大幅	最大長さ	湛水	土砂法に基づく緊急調査の実施						
移動状況	最大時間移動量(時速)	mm	年	月	日	時	~	時	観測地点			
	移動総量	cm	年	月	日	時	分	~	時	分	観測地点	
	近年の移動履歴		年	月	日	時	~	年	月	日	時	
	変状	き裂	陥没	隆起		湧水		末端の押出の有無				
既存施設状況		既存施設 () (具体内容 :)	既存施設の被災 () (具体内容 :)									
危険箇所	地すべり危険箇所	該当	危険度			区域所管						
	地すべり防止区域	指定	指定年	年								
被害状況	死 者	名			被害者年齢	才	農地被害	(種類・面積)				
	行方不明	名				才						
	負傷者	名				才						
	人家被害	全壊・流出	木造	《 } < } 戸	RC	《 } < } 戸	公共的建物・要配慮者利用施設					
		半壊	木造	《 } < } 戸	RC	《 } < } 戸						
		一部損壊	木造	《 } < } 戸	RC	《 } < } 戸						
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 ()								
(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)												
(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)												
その他												
避難状況 (集落名・世帯数・人数・避難場所・避難情報等の発令・解除時刻 等を記載)												
の が へ (発令 、 解除)												
対応状況 (どこがどのようないかんを実施したorする予定か)												
応急対応												
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無											
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域									
	保安林	土石流危険渓流 []	建築基準法による災害危険区域									
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域									
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所	宅地造成工事規制区域									
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅造基準条例の適用区域									
		土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域									
		災害対策基本法に基づく警戒区域										
		その他 ()										
報告者	①所属 氏名	③所属 氏名	④所属 氏名									
	②所属 氏名			座標	緯度							
				経度								
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること												
※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 } 内書、												
土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする												
本省公表の有無 :												

第一報

災害報告(がけ崩れ)

(年月日：現在)

ふりがな	[都道府県]						地区名				
発生場所			[市・郡]	[区・町・村]	[大字]						
発生日時		根拠					不明・調査中であっても 推定日時として暫定的に記入する				
高齢者等避難発令時刻			月 日 時 分		避難指示発令時刻		月 日 時 分				
土砂災害警戒情報発表時刻			月 日 時 分		避難指示等で避難がなされた		月 日 時 分				
自主避難がなされた時刻			月 日 時 分				月 日 時 分				
発生要因		()									
降雨状況	異常気象名			観測所名	災害発生場所からの距離 km						
最大24時間雨量	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時								
最大時間雨量	mm/24hr	mm/hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時								
地震	震源地	震度	観測地点	災害発生場所からの距離 km							
融雪	観測所名			災害発生場所からの距離 km							
災害発生時の積雪深			年 月 日 0 時								
崩壊の状況	自然斜面	H= m	横断図(別途添付すること) 概況平面図(別途添付すること)								
	人工斜面	H= m									
	勾配 θ 1	度									
	拡大の見込み										
	保全対象					人家 戸					
						公共的建物					
	高さ	m				巾	m				
	面積	m ²				勾配 θ 2	度				
	崩壊又は流出土砂量					m ³					
	がけ下端の堆積深					m					
がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋	m									
被害家屋位置の堆積深	②家屋	m									
崩土の到達距離	①家屋	m									
その他	②家屋	m									
既存施設状況		既存施設 () (具体内容:)	既存施設の被災 () (具体内容:)								
斜面の情報		区分	[I ・ II ・ 準ずる ・ 危険箇所ではない]								
被害状況	死 者		名	被害者	才	農地	(種類・面積)				
	人的被害		行方不明	名	才	被害					
			負傷者	名	才						
	物的被害		全壊・流出	木造	《 》()戸	RC	《 》()戸	公共的建物・要配慮者利用施設			
			半 壊	木造	《 》()戸	RC	《 》()戸				
			一部損壊	木造	《 》()戸	RC	《 》()戸				
	非住家被害		戸	宅地擁壁の被害	戸	()					
	公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出・破損・埋没・交通の不通状況 等を記載)								
	その他										
	避難状況 (集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻 等を記載)										
の が へ (発令 、 解除)											
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)											
応急対応											
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無										
関係法令等(該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	地すべり防止区域								
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域								
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域								
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域								
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域								
	災害対策基本法に基づく警戒区域		宅造基準条例の適用区域								
	その他 ()										
報告者	①所属	氏名	③所属	氏名							
	②所属	氏名	④所属	氏名							
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること											
※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと											
※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、 土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする											
本省公表の有無:											

災害報告(土石流等)

(年月日:現在)

発生場所 ふりがな 河川名					地区名 [大字] 川 [沢・川・谷]	
	[都道府県] [市・郡] [区・町・村]	水系				
発生日時	根拠				不明・調査中であっても 推定日時として暫定的に記入 する	
災害形態	()					
高齢者等避難発令時刻	月	日	時	分	概略のポンチ絵(別途添付すること)	
避難指示発令時刻	月	日	時	分		
土砂災害警戒情報発表時刻	月	日	時	分		
避難指示等で避難がなされた時刻	月	日	時	分		
自主避難がなされた時刻	月	日	時	分		
発生要因	()					
異常気象名						
観測所名					災害発生場所からの距離 km	
降雨状況	連続雨量 mm	年	月	日	時 ~	
	年	月	日	時		
	最大24時間雨量 mm/24hr	年	月	日	時 ~	
	年	月	日	時		
	最大時間雨量 mm/hr	年	月	日	時 ~	
	年	月	日	時		
地震	震源地	震度	観測地点	災害発生場所からの距離	km	
融雪	観測所名				km	
	災害発生時の 積雪深 cm	年	月	日	時	
現地調査結果	土砂流出状況 流木流出状況 氾濫面積 m ²	流出土砂量 流出流木量	m ³	河道閉塞	堆積状況 堆積状況 平均堆積深	河道の程度 河道の程度 最大堆積深
	氾濫開始点の勾配	度	氾濫終点の勾配	度		
	天然ダム(河道閉塞)状況	最大高さ	最大幅	最大長さ	湛水	土砂法に基づく緊急調査の実施
	既存施設状況	既存施設:	既存施設の被災:(具体的な内容)	既存施設による土砂捕捉:	既存施設による土砂捕捉:	
渓流の情報	区分	〔 I・II・準干流・危険渓流ではない 〕 (番号:)				流域面積 km ² 河床勾配 1/
人的被害	死者	名	被害者	才	公共的建物・要配慮者利用施設	
	行方不明	名	才			
被物的被害	負傷者	名	年齢	才		
	全壊・流失	戸 木造	《 } < } 戸	RC	《 } < } 戸	
被物的被害	半壊	戸 木造	《 } < } 戸	RC	《 } < } 戸	
	一部損壊	戸 木造	《 } < } 戸	RC	《 } < } 戸	
被物的被害	床上浸水	戸 木造	《 } < } 戸	RC	《 } < } 戸	
	床下浸水	戸 木造	《 } < } 戸	RC	《 } < } 戸	
非住家被害	戸 宅地擁壁の被害	戸 ()			農地被 害 (種類・面積)	
	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)					
二次災害の可能性						
保全対象	km下流に人家 戸()人 道路名等					
(その他)						
避難状況(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻 等を記載)						
の	が	～	(発令、解除)			
対応状況(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したかorする予定か)						
応急対応						
緊急事業等					災害関連緊急事業申請の有無	
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地(年指定)	地すべり防止区域 []			
	保安林	河川区域()	急傾斜地崩壊危険区域			
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域			
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域			
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅地造成工事規制区域			
その他	()					
報告者	①所属 氏名	③所属 氏名	②所属 氏名	④所属 氏名	座標	緯度 経度

* [添付図面等]

都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事

* 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

* 写真は、別途e-mailにて送付すること

* 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする

本省公表の有無:

3. 防災施設等

資料 3-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

■ 指定緊急避難場所

地区	施設名称	住所	面積(m ²)	津波時避難可否	津波浸水深(m)	石川流域 浸水想定区域外	土砂災害 想定区域外	公共施設
全村	村民運動場	千早赤阪村大字東阪 255-1	10,274	—	—	○	○	○
森屋、水分、川野辺、桐山、二河原辺	くすのきホール駐車場	千早赤阪村大字水分263	1,950	—	—	○	○	○
吉年、小吹、中津原、東阪	旧千早小学校運動場	千早赤阪村大字東阪 388	4,065	—	—	○	○	○
千早	多聞尚学館運動場	千早赤阪村大字千早 1040	2,990	—	—	○	○	—
小吹、小吹台	千早小吹台小学校運動場	千早赤阪村大字小吹68-780	4,000	—	—	○	○	○

■ 指定緊急避難場所兼指定避難所

地区	施設名称	住所	収容可能面積(m ²)	予想避難者数(人)	津波時避難可否	津波浸水深(m)	石川流域 浸水想定区域外	土砂災害危険区域以外	電話番号	公共施設
森屋、水分、桐山、千早	くすのきホール	千早赤阪村大字水分263	1996	50	—	—	○	○	0721-72-1300	○
吉年、小吹、中津原、下東阪	千早赤阪村B&G 海洋センター体育館	千早赤阪村大字東阪 255-1	852	160	—	—	○	○	0721-72-7183	○
小吹、小吹台	千早小吹台小学校体育館	千早赤阪村大字小吹68-780	629	50	—	—	○	○	0721-72-7100	○
二河原辺、川野辺、上東阪	いきいきサロンくすのき	千早赤阪村大字二河原辺8-1	540	2	—	—	○	○	0721-72-1705	○

■ 指定避難所

地区	施設名称	住所	収容可能面積(m ²)	予想避難者数(人)	津波時避難可否	津波浸水深(m)	石川流域浸水想定区域外	土砂災害危険区域以外	電話番号	公共施設
森屋、上東阪	赤阪小学校体育館	千早赤阪村大字水分56	470	50	-	-	×	○	0721-72-0205	○
中津原、下東阪	保健センター	千早赤阪村大字水分195-1	400	—	-	-	×	○	0721-72-0069	○
千早	多聞尚学館 千早清明寮	千早赤阪村大字千早1040	350	50 (ベッド数)	—	—	○	○	0721-74-0505	—

■ 福祉避難所

地区	施設名称	住所	収容可能面積(m ²)	収容人数(人)	津波時避難可否	津波浸水深(m)	石川流域浸水想定区域外	土砂災害危険区域以外	電話番号	公共施設
村内全域	特別養護老人ホーム千早赤阪春の家	千早赤阪村大字東阪122-1	-	-	-	-	○	○	0721-70-2525	-
	ケアハウス春の家	富田林市大字佐備2497-5	-	-	-	-	○	○	0721-33-2940	-

資料 3-2 村の保有車両

村の保有車両 (令和7年9月現在)

	普通ワンボックス	軽四ライトバン	軽四乗用	軽四貨物(トラック)	マイクロバス(通学バス含む)	アルミバントラック(給食配達用)
総務政策課	2	4	2	1	—	—
住民課	—	—	—	1	—	—
健康課・福祉課 こども課	—	5	—	—	—	—
農林環境課	—	1	1	1	—	—
都市整備課	—	1	—	2	—	—
議会事務局	1	—	—	—	—	—
教育委員会	—	3	1	—	4	2
計	3	14	4	5	4	2

資料 3-3 災害時用臨時ヘリポート

災害時用臨時ヘリポート選定・整備

ヘリポート名	千早赤阪村民運動場	大阪府立金剛登山道第2駐車場
所在地	千早赤阪村大字東阪 117-5	千早赤阪村大字千早 23-2
管理者	千早赤阪村	大阪府
電話番号	0721-72-7183	0721-74-0044
幅×長さ又は面積	100m×103m	3,023 m ²

資料 3-4 施設別物資保有状況

■防災備蓄倉庫資機材等

▼備蓄倉庫1階

(令和7年9月現在)

品名	規格及び内容等	詳細	数量	単位	使用期限
チェーンソー（赤）	SOLO 混合比（25:1）		3	台	
〃	GCS-355		1	台	
〃	shindaiwa		2	台	
懐中電灯	東芝ポータブルサーチライト		26	個	
ヘッドライト			0	個	
バルーン投光器			3	箱	
鍬（くわ）	平鍬		10	本	
鎌（かま）			21	本	
のこぎり			8	本	
スコップ（剣）			32	本	
スコップ（角）			3	本	
簡易ショベル・ピッケル			2	個	
掛矢（かけや）			2	本	
ナタ			5	本	
荒縄（なわ）			10	巻	
トラロープ			1	巻	
鉄ハンマー			1	本	
クリッパー			1	本	
鉄杭			6	本	
ロープ			0	本	
軍手	10束		5	束	

品名	規格及び内容等	詳細	数量	単位	使用期限
マンホールトイレ			24	台	
自動ラップ(パック)式トイレ	二式		7	基	
排便収納袋(凝固剤入り)	スケットル	100×22 箱	2200	個	2031まで
トイレットペーパー	ロール		24	ロール	
パーソナルテント	(小)		8	台	
	(大)		18	台	
間仕切りテント			174	張	
屋外テント	2間×3間		4	張	
	3間×5間		3	張	
簡易ベッド			256	台	
サーキュレーター			18	台	
スピーカー	TOWA		4	台	
拡声器			4	台	
ドラムリール	長さ30m		15	台	
ランタン			28	個	
バケツ(プラスチック)			2	個	
排水ポンプ			3	台	
発電機			大6.小1	台	
ガソリン携行缶			12	缶	
サイホンポンプ			3	本	
ポリタンク	軽油ポリタンク(20ℓ)		1	缶	
	灯油ポリタンク(18ℓ)		1	缶	
毛布			310	枚	
土のう袋			1400	枚	
カセットコンロ			22	台	
カセットボンベ			93	本	
アルミマット			390	枚	
ブルーシート	10m×10m		20	枚	
	9m×7.2m		10	枚	
	7.2m×7.2m		4	枚	
	7.2m×5.4m		37	枚	
	3.6m×5.4m		195	枚	
防護服(感染防止用)			400	着	
レインコート			80	着	
訓練用消火器			10	本	
CO2濃度測定器			29	個	
台車			1	台	

▼備蓄倉庫2階

(令和7年9月現在)

品名	規格及び内容等	詳細	数量	単位	使用期限
ゴミ袋			500	枚	
ティッシュペーパー			16	箱	
ペーパータオル			210	束	
PVC 手袋ニトリル			20	箱	
使い捨てビニール手袋			42	箱	
ポリエチレン手袋			50	箱	
子供用紙おむつ			212	枚	
使い捨て哺乳瓶	使い捨て哺乳瓶1パック5個組		25	箱	2028.8. まで
哺乳瓶			10	本	
生理用品	ロリエ		2638	枚	

■防災用備蓄備品

(令和7年9月現在)

施設名	品 名	規格及び内容等	数量	備 考
くすのきホール	救助用毛布	1 箱 10 枚入り	3 箱	
	救助用毛布	1 箱 5 枚入り	1 箱	
	収納袋(凝固剤入り)	スケットル	3 箱	2031 年まで
	簡易ベッド		20 台	
	パーソナルテント(小)		3 張	
	間仕切りテント		85 張	
	屋外テント(2 間 × 3 間)		2 張	
	サーキュレーター		13 台	
	懐中電灯		3 本	
	バルーン投光器		1 台	
	発電機		1 台	
	サイホンポンプ		2 本	
	ドラムリール		2 台	
	アルミマット		20 枚	
	マンホールトイレ		3 台	
	ゴミ袋		200 枚	
	ハンドソープ		4 本	
	フェイスシールド		20 枚	
	詰替用アルコール	5ℓ	1 本	
	トイレットペーパー		12 ロール	
	ティッシュペーパー		20 箱	
	ポリエチレン手袋		400 枚	
B & G 海洋センター	子供用紙おむつ		212 枚	
	大人用おむつ		46 枚	
	生理用品		60 枚	
	救助用毛布	1 箱 10 枚入り	4 箱	
	アルミマット		20 枚	
	簡易ベッド		20 台	
	間仕切りテント		21 張	
	パーソナルテント(小)		3 張	
	屋外テント(2 間 × 3 間)		2 張	
	サーキュレーター		2 台	
	懐中電灯		2 本	
	投光器		1 台	

施設名	品 名	規格及び内容等	数量	備 考
B&G海洋センター	発電機		1台	
	サイホンポンプ		2本	
	ドラムリール		2台	
	マンホールトイレ		3台	
	ゴミ袋		200枚	
	ハンドソープ		4本	
	フェイスシールド		20枚	
	詰替用アルコール	5ℓ	1本	
	トイレットペーパー		12ロール	
	ポリエチレン手袋		600枚	
	子供用紙おむつ		212枚	
	大人用おむつ		46枚	
	生理用品		60枚	
多聞尚学館	救助用毛布	1箱 10枚入り	5箱	
	アルミマット		50枚	
	ブルーシート	5.4m×3.6m	2枚	
	収納袋(凝固剤入り)	スケットル	3箱	
	パーソナルテント(小)		3張	
	簡易組立トイレ	ドーントコイ	2箱	
	バルーン投光器		1台	
	発電機		1台	
	トイレットペーパー		12ロール	
小吹台連絡所	救助用毛布	1箱 10枚入り	2箱	
	収納袋(凝固剤入り)	スケットル	2箱	
千早小吹台小学校	救助用毛布	1箱 10枚入り	4箱	
	収納袋(凝固剤入り)	スケットル	3箱	
	マンホールトイレ		3台	
	パーソナルテント(小)		3張	

施設名	品 名	規格及び内容等	数量	備 考
千早小吹台小学校	簡易ベッド		20台	
	アルミマット		20枚	
	間仕切りテント		21張	
	サーキュレーター		2台	
	屋外テント(2間×3間)		2張	
	懐中電灯		2本	
	投光器		1台	
	発電機		1台	
	ドラムリール		2台	
	トイレットペーパー		12ロール	

■備蓄食糧

備蓄食糧施設別保有状況 (令和~~7~~年~~9~~月現在)

	アルファ化米		スープ・パーバランス		乾パン・ビスコ		飲料水			ミルク	
役場備蓄倉庫	~2027.5 白がゆ50	1	~2030.12 80 個	7	~2027.1 保存用乾パン 60 食 ~2028.1 保存用ビスコ 60 食	1 2	~ 2029.3 500ml X24 ~ 2031.8 500ml X24 ~ 2035.2 500ml X24	5 10 25	粉ミルクスティック タイプ 10 本入り 2026.3まで	20	
	~2027.8 五目ご飯50	1					~ 2029.4 2L X 6 ~ 2030.2 2L X 6 ~ 2031.8 2L X 6	5 50 50	液体ミルク (240ml x 24 本入り) 2026.5まで	1	
	~2028.2	4									
	~2029.11	6									
	~2030.6	2									
	~2027.8 わかめご飯50	3									ゼリー
	~2028.2	2									
	~2029.11	6									
	~2030.6	2									
	~2027.7 こんぶがゆ50	8									
くすのきホール	~2027.8 ドライカレー50	2									
	~2029.11	3									
	~2029.12	3									
	~2030.7	2									
B & Gセンター	~2030.6 チキンライス50	2									
	~2028.4 たけのこご飯50	3									
	~2030.6 えびピラフ50	2									
	~2027.8 梅がゆ50	2			~2028.1 保存用ビスコ 60 袋入	1					
多聞尚学館	~2028.4 たけのこご飯50	2					~2029.3 500ml X24	1			
	~2027.8 五目ご飯50	1					~2028.3 2L X 6	28			
	~2028.2	1					~2029.3 2L X 6	50			
	~2028.2 五目ご飯50	2			~2028.1 保存用ビスコ 60 袋入	1	~2029.3 500ml X24	5			
	~2028.4 たけのこご飯50	2			~2027.1 保存用乾パン 60 袋入	1	~2028.3 2L X 6	20			
	~2027.8 梅がゆ50	2									
	~2026.5 こんぶがゆ50	1									
	~2027.8 梅がゆ50	1									

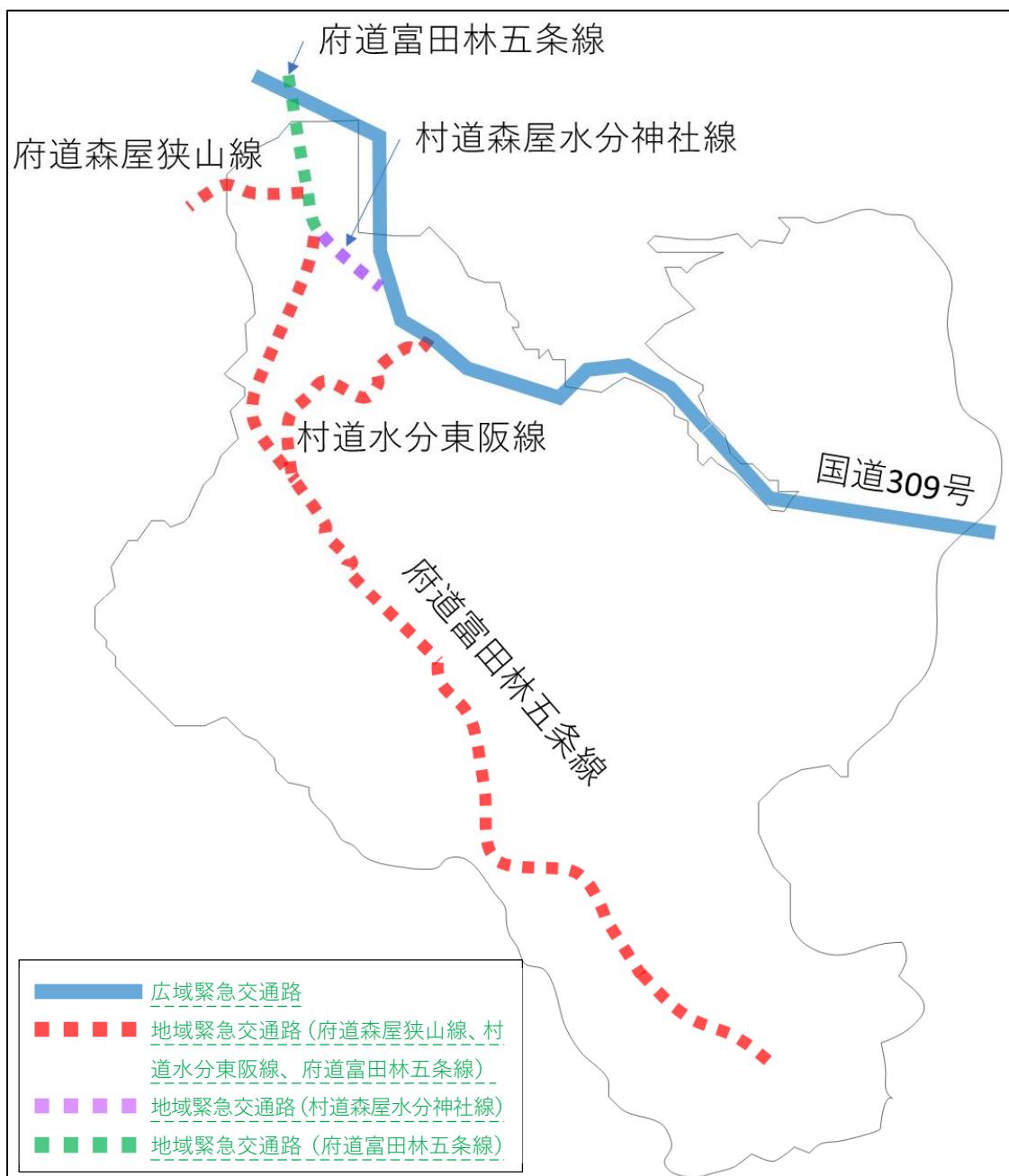
資料編

	アルファ化米		スープ/パーランス		乾パン・ビスコ		飲料水		ミルク	
千早小吹台小学校	~2026.5 こんぶがゆ50	1			~2028.1 保存用ビスコ 60袋入	1	~2028.3 2L X 6	20		
	~2026.3 梅がゆ50	2			~2027.1 保存用乾パン 60袋入	1				
	~2028.2 五目ご飯50	3								
	~2026.6 ドライカレー50	1								
	~2028.2 わかめご飯50	1								
小吹台連絡所						~2028.3 500ml X24	27			
						~2029.3 500ml X24	14			
						~2029.4 2L X 6	100			
計		71				8		495	ミルク ゼリー	21 8

資料 3-5 広域及び地域緊急交通路

広域及び地域緊急交通路

区分	路線名
広域緊急交通路	国道 309 号(河南町境～奈良県境)
地域緊急交通路	府道富田林五条線(国道 309 号～千早終点)
	府道森屋狭山線(富田林市境～国道 309 号)
	村道水分東阪線(国道 309 号～府道富田林五条線)
	村道森屋水分神社線(森屋交差点～音滝橋付近)



資料 3-6 消防団員及び消防資機材の状況

消防団員及び消防資機材の状況

(令和7年9月現在)

分団名	団員数	指令車	ポンプ付水槽車	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	軽四積載車
本 団	3人	1	—	—	—	—
第1分団	9人	—	—	1	1	1
第2分団	12人	—	—	—	2	2
第3分団	14人	—	—	—	3	3
第5分団	11人	—	—	—	3	3
第6分団	9人	—	—	—	2	2
第7分団	10人	—	—	—	1	1
第8分団	10人	—	—	—	1	1
合 計	78人	1	—	1	13	13

資料 3-7 消防用水利の現状

消防用水利の現状

(令和7年9月現在)

消防栓	公設		233
	私設		0
防火水槽	公設	100立方メートル以上	1
		40~100立方メートル未満	19
	私設	100立方メートル以上	0
		40~100立方メートル未満	11
うち耐震性貯水槽	公設	100立方メートル以上	0
		40~100立方メートル未満	8
	私設	100立方メートル以上	0
		40~100立方メートル未満	5
その他	ブル		1

資料 3-8 ため池一覧表

ため池一覧表

番号	ため池名	住所地
1	池ノ上池	千早赤阪村大字東阪 1542-1
2	上池	千早赤阪村大字中津原 789-1
3	栢木池	千早赤阪村大字中津原 788-1
4	一丁田池	千早赤阪村大字桐山 330-1
5	満所池	千早赤阪村大字水分 298-1
6	下池	千早赤阪村大字中津原 818-1
7	中尾池	千早赤阪村大字森屋 669-1
8	内田池	千早赤阪村大字森屋 721-1
9	松田池	千早赤阪村大字森屋 623
10	ジゲ池	千早赤阪村大字森屋 619-1
11	宮池	千早赤阪村大字森屋 952-1
12	中の谷池	千早赤阪村大字吉年 51-1
13	無名池 10	千早赤阪村大字中津原 827-1
14	無名池 20	千早赤阪村大字小吹 374

資料 3-9 医療機関等一覧表

医療機関

名称	診療科目	所在地	電話
千早赤阪村国民健康保険診療所	内科、小児科、皮膚科、リハビリテーション	水分 195 の 1	72-0038
千早赤阪村国民健康保険 千早診療所	内科、小児科	千早 184 の 1	74-0240
植田 診 療 所	内科、小児科、皮膚科、リハビリテーション	小吹 68-831	72-1362
吉田 歯 科	歯科	小吹 68-774	72-7964

4. 災害応急活動体制等

資料 4-1 災害救助法における救助の程度・方法及び期間早見表

大阪府災害救助法施行細則（令和~~五~~年一部改正）

別表第一(第二条関係)

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	<p>一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>二 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に<u>移動可能な施設、車両等</u>を設置し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(<u>法第四条第二項の避難所については、建物の使用謝金及び光熱水費</u>)とし、一人一日につき<u>三百五十</u>円以内とする。</p> <p>四 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、三の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>五 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	<u>法第四条第一項第一号の避難所については災害発生の日から七日以内、同条第二項の避難所については法第二条第二項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日又は災害が発生し同条第一項の規定による救助を行う旨を同条第三項の規定により公示した日までの期間以内</u>
応急仮設住宅	<p>住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。</p> <p>一 建設型応急住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。)</p> <p>イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>六百八十八万三千</u>円以内とする。</p> <p>ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置</p>	完成の日から二年以内

	<p>した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。</p> <p>ニ 福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮をする二人以上のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。</p> <p>ホ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>ヘ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>二 貸貸型応急住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。)</p> <p>イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて一口に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p>	
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>一 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。</p> <p>二 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき<u>三百三十円</u>以内とする。</p> <p>一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から七日以内 災害発生の日から七日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等(一定の地域の全ての居住者等が避難等をすることをいう。)により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p>	災害発生の日から十日以内

		<p>ニ 光熱材料</p> <p>三 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。</p>							
区分	季別	世帯区分（円）						六人以上 一人増す ごとに 加算する額	
		一人 世帯	二人 世帯	三人 世帯	四人 世帯	五人 世帯	六人以上 一人増す ごとに 加算する額		
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 一九,八〇〇	円 二五,四〇〇	円 三七,七〇〇	円 四五,〇〇〇	円 五七,〇〇〇	円 八,三〇〇		
	冬季	円 三二,八〇〇	円 四二,四〇〇	円 五九,〇〇〇	円 六九,〇〇〇	円 八七,〇〇〇	円 一二,〇〇〇		
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	円 六,五〇〇	円 八,七〇〇	円 一三,〇〇〇	円 一五,九〇〇	円 二〇,〇〇〇	円 二,八〇〇		
	冬季	円 一〇,四〇〇	円 一三,六〇〇	円 一九,四〇〇	円 二三,〇〇〇	円 二九,〇〇〇	円 三,八〇〇		
<p>備考 「夏季」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。</p>									
医療及び助産	医療	<p>一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>二 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。</p> <p>三 次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容 ホ 看護 <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 ハ 施術所による場合 協定料金の額以内 							災害発生の日から十四日以内

助産	<p>一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>三 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額</p>	分べんした日から七日以内
被災者の救出	<p>一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から三日以内
被災した住宅の応急修理	<p>一 <u>災害のため住家が半壊し、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。</u></p> <p>二 <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。</u></p> <p>三 支出することができる費用は、一世帯につき五万五千五百円以内とする。</p>	<u>災害発生の日から十日以内</u>
<u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u>	<p>一 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>三 支出することができる費用は、一世帯につき次に掲げる額以内とする。</p> <p>イ ロに掲げる世帯以外の世帯 <u>七十一万七千円</u> ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>三十四万八千円</u></p>	<u>災害発生の日から三月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内)</u>

生業に必要な資金の貸与	<p>一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>三 貸与することができる金額は、次の額以内とする。</p> <p>　イ 生業費 一件につき三万円</p> <p>　ロ 就職支度費 一件につき一万五千円</p> <p>四 貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。</p>	<u>災害発生の日から一月以内</u>
学用品の給与	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>　イ 教科書</p> <p>　ロ 文房具</p> <p>　ハ 通学用品</p> <p>三 支出することができる費用は、次の額以内とする。</p> <p>　イ 教科書代</p> <p>(1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>　ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校の児童 一人につき <u>五千二百円</u></p> <p>(2) 中学校の生徒 一人につき <u>五千五百円</u></p> <p>(3) 高等学校等の生徒等 一人につき <u>六千円</u></p>	災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内

埋葬	<p>一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 棺(附属品を含む。) ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ 骨つぼ及び骨箱 <p>三 支出することができる費用は、一体につき大人<u>二十二万六千百円</u>以内、小人<u>十八万八百円</u>以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の捜索	<p>一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の処理	<p>一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ 検案 ハ 死体の一時保存 <p>三 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体につき <u>三千六百円</u>以内 ロ 死体の一時保存のための費用 <ul style="list-style-type: none"> (1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 (2) 既存建物を利用することのできない場合 一体につき <u>五千七百円</u>以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内 	災害発生の日から十日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	<p>一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の一世帯につき平均が<u>十四万円</u>以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内

救助のための輸送費 及び賃金職員等雇上 費	<p>一 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 被災者(法第四条第二項の救助にあっては、避難者)の避難に 係る支援</p> <p>ロ 医療及び助産</p> <p>ハ 被災者の救出</p> <p>ニ 飲料水の供給</p> <p>ホ 死体の搜索</p> <p>ヘ 死体の処理</p> <p>ト 救助用物資の整理配分</p> <p>二 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費と する。</p>	当該救助の実施 が認められる期 間以内
-----------------------------	--	---------------------------

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

別表第二(第三条関係)

救助業務従事者の区分	実費弁償の額		
	日当	時間外勤務手当	旅費
政令 第四 条第 一号 から 第四 号ま でに 掲げ る者	医師及び歯科医師 二二、二〇〇	円 二二、二〇〇	日当の額を七・七五 で除して得た額を勤 務時間一時間当たり の給与額として職員 の給与に関する条例 (昭和四十年大阪府 条例第三十五号)第 三十二条第二項の規 定により算定した額 以内
	薬剤師 一五、七〇〇	一五、七〇〇	職員の旅費に関する条例(昭和四 十年大阪府条例第三十七号)によ る指定職等の職務にある者以外 の者の額相当額以内
	保健師、助産師、看護 師及び准看護師 一七、九〇〇	一七、九〇〇	
	診療放射線技師、臨床 検査技師、臨床工学技 士及び歯科衛生士 一五、七〇〇	一五、七〇〇	
	救急救命士 一四、四〇〇	一四、四〇〇	
	土木技術者及び建築技 術者 一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	
	大工 二六、四〇〇	二六、四〇〇	
	左官 二七、二〇〇	二七、二〇〇	
	とび職 二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	
政令第四条第五号から第十号ま でに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分 の三の額を加算した額以内		

別表第三(第五条関係)

対象者	支給基礎額
政令第八条第二項 第二号に規定する 労働基準法 (昭和二十二年法律 第四十九号)に規定 する労働者でない 者	事故発生の日前一年間におけるその者の所得(通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。)の額を三百六十五で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から一年間の所得の平均額を三百六十五で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第八条第二項 第三号に規定する 救助に関する業務 に協力した者	<p>一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号。以下「警察協力者令」という。)第五条第二項に規定する額に相当する額とする。</p> <p>二 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第八条第二項第三号に規定する協力者(以下「協力者」という。)の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、一の金額に警察協力者令第五条第三項に定める額を加算する。</p>

5. 応援協定等

5-1. 村締結の応援協定等

資料 5-1-1 大阪市・千早赤阪村航空消防応援協定

大阪市・千早赤阪村航空消防応援協定

(目的)

第1条 大阪市(以下「甲」という。)と千早赤阪村(以下「乙」という。)との回転翼航空機(以下「航空機」という。)による消防業務の応援については、この協定の定めるところによる。

(運航の基準)

第2条 この協定に基づく航空機の運航は、別紙「大阪府下市町村消防用航空機運航要綱」の定めるところによる。

(指揮)

第3条

1 乙の要請に基づく航空機の指揮は、乙の消防団長が機長を行う。

2 機長は、航空機運航上、気象条件が飛行に適しない場合又は航空機の性能限界を超える場合等重大な支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず自己の判断により適宜運航することができる。

(賠償責任)

第4条

1 乙の要請に基づく運航により発生した事故の処理に要する経費のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

(1) 航空機の修理費

(2) 建築物(家具什器等を含む)、工作物又は土地等に関する補償費

(3) 航空隊員、搭乗者及び一般人の死傷に伴う損害補償、特別救慰金、弔慰金等

2 前項第3号に定める航空隊員及び甲の搭乗者に対する費用の支払いは、甲の定めるところによる。

3 前2項の規定に定めのない経費負担が生じたときは、双方協議のうえ決定する。

(この協定に規定しない事項等)

第5条 この協定に規定しない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙双方協議のうえ決定する。

附 則

この協定は昭和45年10月1日から実施する。

資料 5-1-2 災害相互応援協定（中河内地域並びに南河内地域の9市2町1村）

災 害 相 互 応 援 協 定

中河内地域並びに南河内地域の9市2町1村における広域的な災害相互応援について、下記のとおり協定する。

記

(広域的協定)

第1条 相互応援協定締結市町村（以下締結市町村という。）間における災害時の広域的な応援については、この協定の定めるところによる。

(応援要請等)

第2条 締結市町村長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対し、相互に応援するものとする。

2 応援要請がない場合においても、初動体制が整備されるまでの間、応援側の締結市町村が連携し、災害状況等を把握のうえ、独自の判断で必要な応援体制等を編成し、活動することができる。

(人的応援)

第3条 前条第1項の応援要請は、受援側の市町村長（又は災害対策本部長等）が、災害の状況、出動を求める人員並びに職種、誘導員配置場所等を明示し、応援側の市町村長に対して行うものとする。

(物的応援)

第4条 災害援助及び防ぎよのため、救援物資及び機械器具、化学消火薬剤等を必要とする場合において、締結市町村長は、救援物資及び機械器具の種別・数、薬剤種別・容量等の供給について、相互に応援の要請をすることができる。

2 前項の応援要請があったときは、応援側において、当該必要物資等を要請地まで搬送するものとする。

3 応援要請がない場合においても、応援側において、当該必要物資等を把握のうえ、被災地まで搬送するものとする。

(指揮)

第5条 応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

（1）受援地の市町村長（又は災害対策本部長等）が指揮する。

（2）指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

2 応援要請がなく出動した場合は、初動体制が整備されるまでの間、応援側の責任において指揮することができる。

(経費分担)

第6条 災害援助及び防ぎよのため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

機械器具被損の修理、自動車等の燃料、職員の出勤手当及び被服等についての諸経

費（応援が長時間にわたる場合を除く）は、応援側の負担とする。

- 2 第1項以外の経費分担については、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

（規定なき事項）

第7条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、締結市町村双方協議のうえ、決定するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成17年2月1日から実施する。
2 災害相互応援協定書（平成7年8月28日協定）は廃止する。

上記協定締結の証として本協定書12通を作成し、締結市町村長記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成17年2月1日

八尾市長 仲村晃義



富田林市長 多田利喜



河内長野市長 橋上義孝



松原市長 中野孝則



柏原市長 山西 敏一



羽曳野市長 北川 剛 雄



藤井寺市長 井関 和 彦



東大阪市長 松見 正宣



大阪狭山市長 吉田 友好



太子町長 吉村 久平



河南町長 高橋 尚史



千早赤阪村長 松本 昌 親



資料 5-1-3 大阪府中ブロック消防相互応援協定

大阪府中ブロック消防相互応援協定

大阪狭山市の堺市への消防業務委託の開始に伴い、大阪府中ブロック消防相互応援協定を次のように締結する。

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、富田林市、河内長野市、松原市、河南町、太子町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合（以下「協定市町村」という。）との間における消防の相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援)

第2条 協定市町村の消防長は、火災、水災、その他の災害（以下「災害」という。）防ぎよのため応援の要請があったときは、消防、救急、救助、その他消防防災活動を行う隊（以下「応援隊」という。）を業務に重大な支障がない限り、その要請区域に対し相互に応援するものとする。

(応援の要請)

第3条 前条の応援要請を行う場合は、府下広域災害応援マニュアル（昭和63年9月）に定義されているブロック幹事消防本部（以下「幹事消防本部」という。）の消防長に対して災害の規模、状況を報告し、応援要請を行うものとする。

2 幹事消防本部は、前項の要請があれば、協定市町村の消防長に応援要請を行うものとする。

(指揮)

第4条 受援地における応援隊の指揮は、受援地の消防長が行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、次の区分によるものとする。

- (1) 消防機械器具の小破損の修理、機関の燃料、職員の諸手当、被服等についての諸経費については、応援側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合を除く。
- (2) 前条による受援側の指揮下における活動中に発生した事故のうち、次に掲げる諸経費は受援側の負担とする。ただし、応援側において、基金及び保険等により補てんされる財源は控除する。
 - ア 前号に定める小破壊の程度を越える消防機械器具の修理。ただし、破損の原因が応援側の重大な過失によるものを除く。
 - イ 化学消火に要した薬剤等
 - ウ 建築物、工作物又は土地等に対する補償費
 - エ 応援職員及び第三者の死傷に伴う災害補償費、賞じゅつ金、弔慰金等（以下「災害補償費等」という。）

2 前項第2号エの応援職員に対する災害補償費等は、応援側の定める例により応援側に対して支払うものとする。

(災害防ぎよ以外の応援等)

第6条 協定市町村の消防長は、災害防ぎよ以外の救急業務及びその他の消防業務による応援を求める必要があるときは、相互に応援を要請することができるものとする。

2 前項の応援要請があったときは、業務に重大な支障がない限りその要請に応じるものとする。

3 前項の応援に要した経費の分担については、前条の規定を準用するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町村と協議のうえ決定するものとし、その他必要な事項については、協定市町村の消防長の間において覚書を作成するものとする。

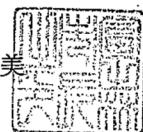
附 則

- 1 この協定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 大阪府中ブロック消防相互応援協定（平成17年2月1日）は、廃止する。
- 3 この協定の成立を証明するため、本書7通を作成し、協定市町村の市町村長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和3年4月1日

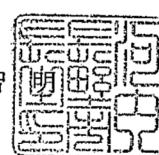
富田林市長

吉村 善美



河内長野市長

島田 智



松原市長

澤井 宏文



太子町長

田中 祐



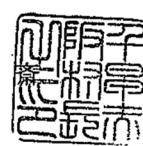
河南町長

森田 昌喜



千早赤阪村長

南本



柏原羽曳野藤井寺消防組合管理者

柏原市長

富宅



資料 5-1-4 災害時相互応援協定（堺市と南河内地域の6市2町1村）

災害時相互応援協定

堺市と南河内地域の6市2町1村（富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村）は、広域的な災害における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、この協定を締結した市町村（以下「締結市町村」という。）の市町村域において大規模災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置ができない場合に、被災市町村の要請に応えるため、あらかじめ締結市町村間において災害時の広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うこととする。

（応援要請等）

第2条 締結市町村の長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、当該要請をした市町村（以下「応援要請市町村」という。）に対し、相互に応援を行うものとする。

（応援要請の手続き）

第3条 前条の応援の要請は、応援要請市町村の長が、災害の状況、出動を求める人員及び職種、誘導員配置場所等を明示し、応援を求める市町村（以下「応援市町村」という。）の長に対して行うものとする。

（物的応援）

第4条 救援物資及び資機材等を必要とする場合の応援の要請は、応援要請市町村の長が、必要とする救援物資及び資機材等の種別、数等を明示し、応援市町村の長に対して行うものとする。

（指揮）

第5条 第2条の応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 応援要請市町村の長又は災害対策本部長等が指揮すること。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 第3条の規定による応援に要する経費のうち、応援業務に要した職員の旅費及び諸手当は、応援市町村の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市町村の負担とする。
- (2) 第3条の規定による応援に要する経費のうち、公務災害補償に要する経費及び応援職員が応援業務従事中に第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市町村の負担とする。
- (3) 第4条の規定による物的応援に要する経費のうち、提供した救援物資及び資機材等に係る購入費、輸送費、借上料、燃料費及び修理費については、応援要請市町村の負担とする。
- (4) 上記3項にかかわらず、南河内地域6市2町1村間の応援に要した経費の負担等に関しては、平成17年2月1日締結の中河内地域並びに南河内地域の災害相互応援協定によるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、締結市町村が協議をして定めるものとする。

(協定の発効)

第8条 この協定は、平成23年9月1日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を10通作成し、締結市町村の長が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月1日

堺市長

竹山修身

富田林市長

多田利喜

河内長野市長

芝田啓治

松原市長

澤井宏文

羽曳野市長

北川嗣雄

藤井寺市長

國下和男

大阪狭山市長

吉田友好

太子町長

浅野克己

河南町長

武田勝玄

千早赤阪村長

松本昌親

資料 5-1-5 災害時における物品の供給協力に関する協定書（大阪いずみ市民生活協同組合）

災害時における物品の供給協力に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と大阪いずみ市民生活協同組合（以下「乙」という。）は、千早赤阪村内に災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が住民の生命を守る責務を果たすために行う災害対策業務に鑑み、乙が社会的使命に基づいて実施する物品の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時においての物品の調達と安定供給、輸送、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行ない、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（物品の調達と輸送）

第2条 災害時に必要な物品の調達と輸送を行なうため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行い、乙はこれを受けた協定に基づいた協力をを行う。

（情報の収集・提供）

第3条 甲と乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して住民に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努める。

（防災意識の向上）

第4条 乙は、生協の活動を通じて、日常的に生協組合員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力をを行う。

（協定事項の発効）

第5条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（担当者の設定と定期的な連絡）

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、窓口担当者を設置する。

2 甲及び乙は、定期的な連絡を心がける。

（協力要請）

第7条 甲は、災害時において甲が物品を調達する必要があるときは、乙に対し物品の供給について協力を要請することができる。

2 甲は必要に応じて乙に対して、輸送業務等について協力を要請することができる。

(業務の協力実施)

第8条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙が保有する物品の優先供給及び輸送業務に対する協力等に積極的に努める。

(物品)

第9条 甲が乙に要請する物品の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、保有する災害時に供給可能な物品の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告する。

(要請の手続き)

第10条 甲の乙に対する要請手続きは、原則として文書（出荷要請書（様式第1号））をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付する。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努める。

(情報の提供)

第11条 甲は、協力要請を行った場合、乙に対し速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供するとともに、住民に対して生活物資の供給状況等の情報提供に努める。

2 乙は、業務実施区域の被災状況や生活物資の供給状況等を把握し、甲に対してその情報を提供する。

(輸送)

第12条 甲と乙は、災害発生時に物品の調達及び供給のために必要となる乙の輸送車両について、事前に把握しておくこととし、このための緊急車両の事前届出について相互に協力する。

2 物品の輸送は、原則として緊急通行車両事前届出済証を有している車両を用いて行う。

3 甲は、乙が実施する輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずる。

(物品の受領)

第13条 甲は、甲が指定した場所において乙が輸送した物品の品目及び数量を出荷要請書（様式第2号）により確認のうえ受領する。

(業務報告)

第14条 乙は、物資の供給及び輸送業務終了後速やかに業務内容を甲に報告する。

(費用負担)

第15条 協定により乙が供給した物品の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担する。

2 前項の供給に係る物品の対価及び輸送費用等は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払い)

第16条 乙は、物品の供給及び輸送業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害賠償責任)

第17条 乙は、業務の実施中に、その責に帰する理由により第3者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(有効期間)

第18条 この協定は、平成24年4月10日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもつて協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

第19条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月10日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村

代表者 松本 国親



乙 大阪府堺市堺区南花田町2-2-15

大阪いづみ市民生活協同組合

理事長 藤井 克裕



別 表

主な協定対象商品

食 料 品	ごはん類・菓子パン・弁当
	肉類かんづめ
	魚類かんづめ
	果実かんづめ
	清涼飲料
	即席めん
	みそ
	食塩
	砂糖
	梅ぼし
	しょう油
	粉ミルク

生活必需品	トイレットペーパー・使い捨て容器・紙コップ
	ティッシュペーパー（濡れ）・割り箸
	洗濯用洗剤・歯磨き粉・歯ブラシ
	乾電池（単1、単2、単3）・懐中電灯
	紳士下着
	婦人下着
	生理用ナプキン
	紙オムツ（高齢者用も含む）・哺乳瓶
	脱脂綿・蚊取り線香
	タオル・石鹼・シャンプー
	毛布・鍋（炊き出し用）・やかん・ストーブ・うちわ ・卓上ガスコンロ

資料 5-1-6 災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社サンプラザ）

災害時における物資の供給に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と株式会社サンプラザ（以下「乙」という。）との間において、災害時等における応急物資（以下「物資」という。）の確保・供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、千早赤阪村内に大規模な地震、台風等による災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）、甲乙が相互に協力して、災害時の住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（物資の要請等）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が対策本部（「災害対策本部、国民保護対策本部及び緊急対処事態の対策本部」をいう。）を設置し、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたとき、速やかに物資を調達し適切な措置をとるとともに優先的供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

3 乙は、要請による物資と数量について、感じ難いときは可能な範囲内で供給するものとする。

（供給物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の物資は、別表1の品目を基準とする。ただし、甲と乙が協議し、乙は可能な範囲で甲に対して災害時に必要な物資の供給に協力するものとする。

（要請方法）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、「出荷要請書」（別紙1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引取り）

第5条 物資の引取り場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は当該場所において、乙の提出する納品書等により確認のうえ物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が、甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物資の代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第7条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、納品書と請求書をもつて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ支払うもの

とする。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ相互に情報交換を行うものとし、平素から災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚察した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の窓口は、別紙「連絡体制表」のとおりとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から適用し、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容でもって継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年12月14日

「甲」 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

千早赤阪村

代表者 村長 松本 昌親



「乙」 大阪府羽曳野市蓄田3-3-15

株式会社 サンプラザ

代表取締役 社長 山口 利昭



別表1 (第3条関係)

災害時における供給物資

種類	物資名
食料品	おにぎり 菓子パン 缶詰類（肉類・魚類・果実） 清涼飲料（水・お茶・スポーツドリンク） 即席品（麵類・みそ汁・カレー・スープ） 食塩 砂糖 醤油
日用品等	哺乳瓶・脱脂綿 ティッシュペーパー（通常タイプ・ウエットタイプ） 食器（使い捨て容器・使い捨てカップ・割り箸） 洗濯用洗剤 タオル・石鹼・シャンプー・歯ブラシ・歯磨き粉 生理用品・紙おむつ 下着（紳士・婦人用） 乾電池 蚊取り線香

資料 5-1-7 災害時等における施設利用の協力に関する協定

災害時等における施設利用の協力に関する協定

千早赤阪村（以下「甲」という。）と株式会社オルター（以下「乙」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、千早赤阪村内に大規模な災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が甲から賃借し、管理する施設を指定避難所として住民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（指定避難所の指定及び周知）

第2条 甲は、本協定による施設を民間協力指定避難所として位置づけ、住民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設を公共福祉の立場から指定避難所として住民に使用させるものとする。ただし乙が被災したときはこの限りではない。

施設名称	旧千早赤阪村自然休養村管理センター
所 在 地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 962番地1
構 造 等	鉄骨造 2階建

（指定避難所の開設）

第4条 甲は、次の場合、乙に対して前条の施設を指定避難所として開設するよう要請することができる。

(1) 大規模な地震、台風等による災害が発生した、又は発生する恐れがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合。

(2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が当該施設に避難させる必要があると認めた場合。

2 前項の要請は、甲が乙に対し文書（様式第1号）又は口頭（電話連絡を含む。）で行うものとする。

3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に指定避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（費用の負担）

第5条 当該施設を指定避難所として使用したことにより生じた費用、損害については、甲が負担するものとする。

ただし、費用及び損害について算定しがたい場合は、甲及び乙協議のうえ負担するものとする。また、光熱水費の負担額については、実際に要した費用と通常費用の差額を甲が負担するものとする。

（指定避難所の閉鎖）

第6条 第4条に基づく指定避難所としての使用を閉鎖する場合は、甲は乙に対し、その旨を連絡し、あわせて文書（様式第2号）により通知する。

（協議）

第7条 甲及び乙は、本協定の解釈につき疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

資料編

第8条 本協定の期間は、協定締結の日から当該施設について甲と乙の交わした賃貸借契約の最終日までとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ、甲乙各自1通を保有する。

平成25年3月5日

(甲) 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村

代表者 松本 昌親 

(乙) 大阪府富田林市西板持町2丁目3番5号

株式会社オルター

取締役 西川 栄郎 

(様式 1 号)

何第 号
年 月 日

様

千早赤阪村長

指定避難所開設要請書

「災害時等における施設利用の協力に関する協定」に基づき、指定避難所の開設について、下記のとおり要請します。

記

日 時 年 月 日 時 分

場 所 名称：
所在：

内 容 指定避難所の開設

その他

(様式 2 号)

何第 号
年 月 日

様

千早赤阪村長

指定避難所使用終了連絡書

「災害時等における施設利用の協力に関する協定」に基づき、指定避難所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時 年 月 日 時 分

場 所 名称：
所在：

内 容 指定避難所の閉鎖

その他

資料 5-1-8 災害時における千早赤阪村と千早赤阪村社会福祉協議会の相互支援に関する協定書

災害時における千早赤阪村と千早赤阪村社会福祉協議会の相互支援に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という）と社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会（以下「乙」という）は、災害時における相互協力に対し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により千早赤阪村内で大規模な災害が発生した場合において、千早赤阪村地域防災計画に基づき、災害時における甲が行う応急対策等に対する甲及び乙の相互協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力内容）

第3条 甲が、災害発生時に乙に協力依頼する活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時における甲が行う救助・救助活動の実施への協力に関する事項
- (2) 避難所内における避難者の世話・業務の協力に関する事項
- (3) 避難者に対する炊き出し及び救助物資の配分等に関する事項
- (4) その他、災害対策業務全般についての協力に関する事項

（協力依頼）

第4条 甲及び乙は、千早赤阪村内に災害が発生し、次の各号に定める事項について必要が生じた場合は、相互に協力を依頼することができる。

- (1) 乙は、災害時の効果的な活動を推進するため、緊急対応のための活動拠点として災害ボランティアセンター（以下「センター」という）を設置する。
- (2) 甲と乙は、連携・協力しながらセンターの設置・運営につき必要な業務を実施する。
- (3) 甲は別表第1に示す、センターの設置・運営に必要な備品の確保に努めるものとする。
- (4) 被災者の避難先及び被災状況の情報を相互に提供する。
- (5) その他前各号に定めのない事項で、相互が必要と認めた事項とする。

- 2 甲が乙にセンターの設置を依頼する場合は、災害ボランティアセンター設置協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、日時、場所、内容等を明らかにして、協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害ボランティアセンター設置協力依頼書をもって処理するものとする。
- 3 乙は、センターを設置したときは、災害ボランティアセンター設置通知書（様式第2号）により甲に報告する。

(協力の実施)

第5条 前条の規定による協力依頼を受けたときは、甲及び乙は、その緊急性に鑑み可能な範囲内においてこれに協力するものとする。

(活動拠点)

第6条 災害時に乙が行うボランティアの受入れ、派遣等活動は乙の所在地を拠点とするものとする。

2 災害の規模により、乙の所在地を拠点とした活動が困難な場合には、甲は活動拠点を確保するものとする。

(資機材等の確保)

第7条 甲と乙は、別表第2に示す災害時におけるボランティア活動に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

(関係機関との協力)

第8条 乙は、災害時にどのように活動すべきであるか関係機関と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

(防災訓練等への協力)

第9条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、千早赤阪村地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力をを行うとともに、独自及び近隣団体との合同訓練や講習を実施するものとする。

(費用負担)

第10条 乙が甲の協力依頼により活動の実施にあたって支出した費用については、活動の終了後、乙の請求により甲が負担するものとする。

(請求及び支払)

第11条 乙は、前条の規定により、費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害補償)

第12条 甲の協力依頼に基づいて行った活動により生じた損害の補償は、乙が別に加入するボランティア保険での対応とする。

2 前項に規定するボランティア保険の保険料は、甲が負担するものとする。

(報告)

第13条 乙は、活動が終了したときは、速やかにその活動状況について災害ボランティアセンター活動状況報告書（様式第3号）により甲に報告するよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第15条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 4月 1日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村

代表者 村長 松本 昌穂



乙 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分195番地の1

社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会

代表者 会長 西野



別表第1（第4条関係）

センターの設置・運用に必要な備品一覧

品目
机・椅子
コピー機
パソコン
電話
ファクシミリ
ラジオ・携帯ラジオ
筆記用具・ノート
カッター・はさみ
のり・ボンド
テープ類
用紙類・付箋・封筒類
クリップ・画鋲
ファイル類
地図類
救急セット
その他必要なもの

別表第2（第8条関係）

災害時におけるボランティア活動に必要な資機材一覧

品目
テレビ
拡声機
投光器
延長コード
電池
地図類
その他必要なもの

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会
会長 様

千早赤阪村長

災害ボランティアセンター設置協力依頼書

「災害時における千早赤阪村と千早赤阪村社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンター設置に対する協力について、下記のとおり依頼します。

記

設 置 日 時	平成 年 月 日 時から
設 置 場 所	
活 動 内 容	
そ の 他	

※連絡先 課 担当 電話

様式第2号（第4条関係）

平成 年 月 日

千早赤阪村長

様

社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会
会長

災害ボランティアセンター設置通知書

「災害時における千早赤阪村と千早赤阪村社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンターを、下記のとおり設置したことを通知します。

記

設 置 日 時	平成 年 月 日 時から
設 置 場 所	
活 動 内 容	
そ の 他	

※連絡先： 担当 電話

様式第3号（第13条関係）

平成 年 月 日

千早赤阪村長

様

社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会
会長

災害ボランティアセンター活動状況報告書

「災害時における千早赤阪村と千早赤阪村社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンター活動状況を、下記のとおり報告します。

記

設置日時	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで
設置場所	
活動内容	
その他	

※連絡先：

担当

電話

資料 5-1-9 災害に係る情報発信等に関する協定

災害に係る情報発信等に関する協定

千早赤阪村およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、千早赤阪村内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、千早赤阪村が住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ千早赤阪村の行政機能の低下を軽減させるため、千早赤阪村とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、千早赤阪村およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、千早赤阪村の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、千早赤阪村の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 千早赤阪村が、千早赤阪村内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 千早赤阪村が、千早赤阪村内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 千早赤阪村が、災害発生時の千早赤阪村内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 千早赤阪村が、千早赤阪村内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて千早赤阪村が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 千早赤阪村が、千早赤阪村内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 千早赤阪村およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、千早赤阪村およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく千早赤阪村およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、千早赤阪村から提供を受ける情報について、千早赤阪村が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、千早赤阪村およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、千早赤阪村およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、千早赤阪村とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年 / 月² / 日

千早赤阪村：大阪府南河内郡千早赤阪村大字水谷180番地

千早赤阪村

代表者 村長 松本 昌親



ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂 学



資料 5-1-10 災害時における医療救護活動についての協定書

■富田林歯科医師会

災害時における医療救護活動についての協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と一般社団法人 富田林歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、千早赤阪村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に關し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護体制の確立）

第2条 甲は、防災計画に基づき、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項により要請を受けた場合は、直ちに、乙の定めるところにより医療救護班を編成し、甲が設置する拠点救護所、医療救護所及び応急救護所（以下「各救護所」という。）に派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する各救護所において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 医療機関への搬送要否の決定及びトリアージ
- (3) 搬送困難な患者及び避難所等における簡易患者に対する歯科医療の実施
- (4) 被災者の健康管理
- (5) 死亡の確認
- (6) その他状況に応じた処置

（指揮命令）

第4条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第5条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（医療費）

第6条 救護所等における医療費は、無料とする。この場合において、搬送先の医療機関における医療費は、当該医療機関の定めによるものとする。

（医事紛争の措置）

第7条 この協定により実施した医療救護班による医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、甲及び乙において適切な措置を講ずるものとする。

(経費負担)

第8条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班に係る次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成、派遣に伴う経費
 - (2) 医療救護班が携行した医薬品及び資機材を使用した場合の実費弁償に係る経費
 - (3) 医療救護班の従事者が医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償に係る経費
- 2 前項の定めによる経費の額及びその支払等については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(緊急の場合の対応)

第9条 災害の状況等により乙が必要と認めたときは、第2条第1項の規定による甲の要請を受けていないときでも、乙は医療救護活動に当たることができる。この場合において、乙は直ちに甲に通知するとともに、必要な人員の派遣を要請するものとする。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又は協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年2月7日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通ずつ保有するものとする。

平成26年2月7日

甲 南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村長

松本昌



乙 富田林市栗ヶ池町2969番地5

一般社団法人 富田林歯科医師会
会長

後藤裕司



医療救護活動に係る経費負担に関する覚書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と一般社団法人富田林歯科医師会（以下「乙」という。）は、「災害時における医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）に定める経費負担に関し、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守する。

（経費の請求）

第1 協定書第8条の規定による経費の支払いについては、医療救護活動終了後、速やかに乙が甲に報告のうえ請求するものとする。

（支払額の確定と支払い）

第2 甲は前条により報告及び請求を受けた内容について調査し、適當と認めたときは、乙と協議の上速やかに支払額を確定し、乙に支払うものとする。この場合において、次の各号に掲げるものは、それぞれの基準により支払額を決定するものとする。

- (1) 医療救護班が携行した医薬品及び資機材を使用した場合の実費弁償額に係る経費は、その実費とする。
- (2) 医療救護班の従事者が医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償金については、その者が通常得ている収入の額により災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第3条 この覚書の有効期間は、平成26年2月7日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、1年間延長され、以後同様とする。

本覚書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年2月7日

甲 南河内郡千早赤阪村大字水分180番地
千早赤阪村長 松本昌



乙 富田林市栗ヶ池町2969番地5
一般社団法人 富田林歯科医師会
会長

後藤裕司



■富田林薬剤師会**災害時における医療救護活動についての協定書**

千早赤阪村（以下「甲」という。）と富田林薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、千早赤阪村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の要請及び派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき、乙に対して、薬剤師で編成する医療救護活動に当たる薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項により要請を受けた場合は、直ちに、薬剤師班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（医薬品及び衛生資材の供給等）

第3条 乙は、災害の状況に応じ、甲の要請により医薬品（一般医薬品及び医療用医薬品）及び衛生資材を調達し、甲に対し供給するものとする。

（災害時医療救護計画の策定）

第4条 乙は、この協定に基づく甲の要請による医療救護活動を実施するために、災害時医療救護活動計画を策定するものとする。

（医療救護活動の内容）

第5条 薬剤師班の医療救護活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 救護所等における医師の処方にに基づく調剤及び服薬指導
- (2) 医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理
- (3) その他医療救護活動の指揮者が指示する事項

（調剤費）

第6条 救護所における調剤費は、無料とする。

（医事紛争の措置）

第7条 この協定により実施した薬剤師班による医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、甲及び乙において適切な措置を講ずるものとする。

（経費負担）

第8条 この協定により実施した薬剤師班による医療救護活動に係る次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の派遣に伴う経費
- (2) 乙が調達した医薬品及び衛生資材を使用した場合の実費弁償に係る経費
- (3) 薬剤師班が携行した医薬品及び衛生資材を使用した場合の実費弁償に係る経費
- (4) 医療救護活動に関し派遣された薬剤師班の薬剤師が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償に係る経費

2 前項の定めによる経費の額及び支払等については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(緊急の場合の対応)

第9条 災害の状況等により乙が必要と認めたときは、第2条第1項の規定による甲の要請を受けていないときでも、乙は医療救護活動に当たることができる。この場合において、乙は直ちに甲に通報するとともに、必要な人員の派遣を要請するものとする。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年2月7日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通ずつ保有するものとする。

平成26年2月7日

甲 南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村長

松本昌



乙 富田林市向陽台一丁目3番38号

富田林薬剤師会

会長

大橋甲三



医療救護活動に係る経費負担に関する覚書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と富田林薬剤師会（以下「乙」という。）は、「災害時における医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）に定める経費負担に関し、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

（経費の請求）

第1条 協定書第8条による経費については、医療救護活動終了後、速やかに乙が甲に報告のうえ請求するものとする。

（支払額の確定と支払い）

第2条 甲は前条により報告及び請求を受けた内容について調査し、適當と認めたときは、乙と協議の上速やかに支払額を確定し、乙に支払うものとする。この場合において、次の各号に掲げるものは、それぞれの基準により支払額を決定するものとする。

（1） 薬剤師班が携行した医薬品及び資機材を使用した場合の実費弁償額に係る経費は、その実費とする。

（2） 医療救護活動に従事した薬剤師班が、医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償金については、その者が通常得ている収入の額により災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第3条 この覚書の有効期間は、平成26年2月7日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本覚書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成26年2月7日

甲 南河内郡千早赤阪村大字水分180番地
千早赤阪村長 松本昌親



乙 富田林市向陽台一丁目3番38号
富田林薬剤師会会长

大橋甲三郎
富田林薬剤師会

■富田林医師会

災害時における医療救護活動についての協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と社団法人富田林医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、千早赤阪村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護体制の確立）

第2条 甲は、防災計画に基づき、乙に対して医療救護班の派遣を要請する。

2 乙は、前項により要請を受けた場合は、ただちに、乙の定めるところにより医療救護班を編成し、甲が設置する拠点救護所及び医療救護所、応急救護所（以下「各救護所」という。）に派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する各救護所において、医療救護活動を行う。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 患者に対する応急処置
- (2) 医療機関への搬送要否の決定及びトリアージ
- (3) 搬送困難な患者及び軽傷患者に対する医療
- (4) 助産救助
- (5) 被災者の健康管理
- (6) 死亡の確認
- (7) その他状況に応じた処置

（指揮命令）

第4条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行う。

（医薬品等の供給）

第5条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（医療費）

第6条 救護所等における医療費は、無料とする。ただし、搬送先の医療機関における医療費は、当該医療機関の定めるところによる。

(経費負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班に係る次の経費は、甲が負担する。

- (1) 医療救護班の編成、派遣に伴う経費
 - (2) 医療救護班が携行した医薬品及び資機材を使用した場合の実費弁償に係る経費
 - (3) 医療救護班の従事者が医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償に係る経費
- 2 前項の定めによる経費の額については、甲乙協議のうえ別に定める。

(緊急の場合の対応)

第8条 富田林医師会長が自ら必要と認めたときは、第2条第1項の規定による甲の要請を受けていないときでも、乙は医療救護班を編成し、出動して医療救護活動にあたることができる。この場合、富田林医師会長は編成後直ちに本部長に通報するとともに、必要な人員の派遣を要請する。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又は協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成26年2月7日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通ずつ保有するものとする。

平成26年2月7日

甲 南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村長

松 本 昌 親



乙 富田林市向陽台一丁目3番38号

社団法人 富田林医師会会長

堀 野 俊 男



医療救護活動に係る経費負担に関する覚書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と社団法人富田林医師会（以下「乙」という。）は、「災害時における医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）に定める経費負担に関し、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守する。

（経費負担の請求）

第1 協定書第7条による経費の負担については、医療救護活動終了後、すみやかに乙が甲に報告の上請求するものとする。

（支払額の確定と支払い）

第2 甲は第1により請求・報告された内容について調査し、適当と認めたときは、乙と協議の上すみやかに支払額を確定し、乙に支払うものとする。ただし、次の各号に掲げるものは、それぞれの基準により支払額を決定する。

- (1) 医療救護班が携行した医薬品及び資機材を使用した場合の費用弁償額は、その実費とする。
- (2) 医療救護班の従事者が、医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償金については、その者が通常得ている収入の額により災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第3 この覚書の有効期間は、平成26年2月7日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、1年間延長され、以後同様とする。

本覚書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年2月7日

甲 南河内郡千早赤阪村大字水分180番地
千早赤阪村長 松本昌

司 1222
親 1222
1222
1222

乙 富田林市向陽台一丁目3番38号
社団法人 富田林医師会会长 堀野俊男

司 1222
親 1222
1222
1222